

日光市地域防災計画の修正に係る新旧対照表

編等	ページ	修正前	修正後																												
第1編 総論編	1	第1節 略	第1節 略																												
	2	第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱  第1 略  第2 防災関係機関等の業務の大綱  1～6 略  7 指定公共機関	第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱  第1 略  第2 防災関係機関等の業務の大綱  1～6 略  7 指定公共機関																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株) (日光郵便局)(日光東郵便局)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) (栃木支店)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) (小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(株)NTTドコモ (栃木支店)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)(栃木北支社)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱	日本郵便(株) (日光郵便局)(日光東郵便局)	略	東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)	略	東日本電信電話(株) (栃木支店)	略	KDDI(株) (小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)	略	(株)NTTドコモ (栃木支店)	略	東京電力パワーグリッド(株)(栃木北支社)	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株) (日光郵便局)(日光東郵便局)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) (栃木支店)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) (小山ネットワークセンター) ソフトバンク(株)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(株)NTTドコモ (栃木支店)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)(栃木北支社)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱	日本郵便(株) (日光郵便局)(日光東郵便局)	略	東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)	略	東日本電信電話(株) (栃木支店)	略	KDDI(株) (小山ネットワークセンター) ソフトバンク(株)	略	(株)NTTドコモ (栃木支店)	略	東京電力パワーグリッド(株)(栃木北支社)	略
機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱																														
日本郵便(株) (日光郵便局)(日光東郵便局)	略																														
東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)	略																														
東日本電信電話(株) (栃木支店)	略																														
KDDI(株) (小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)	略																														
(株)NTTドコモ (栃木支店)	略																														
東京電力パワーグリッド(株)(栃木北支社)	略																														
機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱																														
日本郵便(株) (日光郵便局)(日光東郵便局)	略																														
東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)	略																														
東日本電信電話(株) (栃木支店)	略																														
KDDI(株) (小山ネットワークセンター) ソフトバンク(株)	略																														
(株)NTTドコモ (栃木支店)	略																														
東京電力パワーグリッド(株)(栃木北支社)	略																														

編等	ページ	修正前		修正後	
13	第3節 日光市の概要 第1 略 第2 人口の状況 1 人口	日本赤十字社 (栃木県支部)	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること  2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3 義援金品の募集、配分に関すること 4 日赤医療施設等の保全に関すること 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること	日本赤十字社 (栃木県支部)	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 4 義援金品の募集、配分に関すること 5 日赤医療施設等の保全に関すること 6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること
		日本放送協会 (宇都宮放送局)	略	日本放送協会 (宇都宮放送局)	略
		日本通運(株) (宇都宮支店)	略	日本通運(株) (宇都宮支店)	略
	8～9 略	平成31年1月現在の住民基本台帳によれば、当市の総人口は、 <u>82,638</u> 人で、今市地域が市の総人口の約 <u>71.0%</u> を占めている。次いで日光地域の <u>15.0%</u> 、藤原地域の <u>10.2%</u> 、足尾地域の <u>2.2%</u> 、栗山地域の <u>1.5%</u> の順となっている。 また、平成2年から平成27年までの国勢調査の推移を見ると、当市の総人口は、平成17年から平成27年までの10年間で10,905人減少し、減少率は11.6%であり、今後もかなりの人口減少が進むと予測される。特に減少率が高いのは、足尾地域の約21%、栗山地域の27%である。 平成31年1月現在の住民基本台帳による人口密度は、1km <sup>2</sup> あ		8～9 略 令和2年12月現在の住民基本台帳によれば、当市の総人口は、 <u>80,239</u> 人で、今市地域が市の総人口の約 <u>71.5%</u> を占めている。次いで日光地域の <u>14.8%</u> 、藤原地域の <u>10.1%</u> 、足尾地域の <u>2.2%</u> 、栗山地域の <u>1.4%</u> の順となっている。 また、平成2年から平成27年までの国勢調査の推移を見ると、当市の総人口は、平成17年から平成27年までの10年間で10,905人減少し、減少率は11.6%であり、今後もかなりの人口減少が進むと予測される。特に減少率が高いのは、足尾地域の約21%、栗山地域の27%である。 令和2年12月現在の住民基本台帳による人口密度は、1km <sup>2</sup> あ	

編等	ページ	修正前	修正後																																																																																																		
		<p>たり57.00人とかなり低い状況にある。最も人口密度の高い今市地域が244.96人、最も低い栗山地域が3.06人である。</p> <p>【人口・人口密度等の現況】 (人、km<sup>2</sup>、人/km<sup>2</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日光市</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>82,638</td> <td>58,642</td> <td>12,427</td> <td>8,467</td> <td>1,897</td> <td>1,205</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>1,449.83</td> <td>243.54</td> <td>320.90</td> <td>272.27</td> <td>185.79</td> <td>427.37</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>57.00</td> <td>240.80</td> <td>38.73</td> <td>31.10</td> <td>10.21</td> <td>2.82</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成31年 1月現在：住民基本台帳)</p> <p>注) 市全域の面積については、国土地理院による「全国都道府県市区町村別面積調」(毎年公表)の計測方法の変更に伴い従来の1449.87kmから1449.83kmに変更。各地域の面積は、平成25年までの面積調における従来の測定方法に基づく数値のため、合計が日光市の面積と一致しない。</p> <p>2 世帯数・1世帯当たりの構成人員</p> <p>平成31年 1月現在の住民基本台帳による当市の世帯数は36,493世帯で、1世帯当たりの構成人員は2.26人(平成27年国勢調査結果は2.50人)となっており、県平均(2.48人)を下回っている。</p> <p>また、平成2年国勢調査からの推移を見ると、各地域・市全体値とも年々減少しており、特に今市地域では、平成2年に比べると0.7人の減少となっている。平成31年 1月の住民基本台帳では、藤原地域、足尾地域及び栗山地域が2人を割っている状況である。</p> <p>今後も、核家族化の進行が続くと考えられ、その結果、高齢者(避難行動要支援者)となる世帯の増加が予想される。</p> <p>【世帯数・1世帯当たりの人員の現況】 (人、世帯)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日光市</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>36,493</td> <td>24,408</td> <td>5,854</td> <td>4,411</td> <td>1,198</td> <td>622</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりの人員</td> <td>2.26</td> <td>2.40</td> <td>2.12</td> <td>1.92</td> <td>1.58</td> <td>1.94</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成31年 1月現在：住民基本台帳)</p>		日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	人口	82,638	58,642	12,427	8,467	1,897	1,205	面積	1,449.83	243.54	320.90	272.27	185.79	427.37	人口密度	57.00	240.80	38.73	31.10	10.21	2.82		日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	世帯	36,493	24,408	5,854	4,411	1,198	622	1世帯当たりの人員	2.26	2.40	2.12	1.92	1.58	1.94	<p>たり55.34人とかなり低い状況にある。最も人口密度の高い今市地域が244.96人、最も低い栗山地域が3.06人である。</p> <p>【人口・人口密度等の現況】 (人、km<sup>2</sup>、人/km<sup>2</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日光市</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>80,239</td> <td>57,480</td> <td>11,840</td> <td>8,096</td> <td>1,722</td> <td>1,101</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>1,449.83</td> <td>243.54</td> <td>320.90</td> <td>272.27</td> <td>185.79</td> <td>427.37</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>55.34</td> <td>236.02</td> <td>36.90</td> <td>29.74</td> <td>09.27</td> <td>2.58</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和 2年 12月現在：住民基本台帳)</p> <p>注) 市全域の面積については、国土地理院による「全国都道府県市区町村別面積調」(毎年公表)の計測方法の変更に伴い従来の1449.87kmから1449.83kmに変更。各地域の面積は、平成25年までの面積調における従来の測定方法に基づく数値のため、合計が日光市の面積と一致しない。</p> <p>2 世帯数・1世帯当たりの構成人員</p> <p>令和 2年 12月現在の住民基本台帳による当市の世帯数は36,531世帯で、1世帯当たりの構成人員は2.18人(平成27年国勢調査結果は2.50人)となっており、県平均(2.41人)を下回っている。</p> <p>また、平成2年国勢調査からの推移を見ると、各地域・市全体値とも年々減少しており、特に今市地域では、平成2年に比べると0.7人の減少となっている。令和 2年 12月の住民基本台帳では、藤原地域、足尾地域及び栗山地域が2人を割っている状況である。</p> <p>今後も、核家族化の進行が続くと考えられ、その結果、高齢者(避難行動要支援者)となる世帯の増加が予想される。</p> <p>【世帯数・1世帯当たりの人員の現況】 (人、世帯)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日光市</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>36,531</td> <td>24,728</td> <td>5,745</td> <td>4,342</td> <td>1,122</td> <td>594</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりの人員</td> <td>2.18</td> <td>2.32</td> <td>2.06</td> <td>1.86</td> <td>1.53</td> <td>1.85</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和 2年 12月現在：住民基本台帳)</p>		日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	人口	80,239	57,480	11,840	8,096	1,722	1,101	面積	1,449.83	243.54	320.90	272.27	185.79	427.37	人口密度	55.34	236.02	36.90	29.74	09.27	2.58		日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	世帯	36,531	24,728	5,745	4,342	1,122	594	1世帯当たりの人員	2.18	2.32	2.06	1.86	1.53	1.85
	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																																																																																															
人口	82,638	58,642	12,427	8,467	1,897	1,205																																																																																															
面積	1,449.83	243.54	320.90	272.27	185.79	427.37																																																																																															
人口密度	57.00	240.80	38.73	31.10	10.21	2.82																																																																																															
	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																																																																																															
世帯	36,493	24,408	5,854	4,411	1,198	622																																																																																															
1世帯当たりの人員	2.26	2.40	2.12	1.92	1.58	1.94																																																																																															
	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																																																																																															
人口	80,239	57,480	11,840	8,096	1,722	1,101																																																																																															
面積	1,449.83	243.54	320.90	272.27	185.79	427.37																																																																																															
人口密度	55.34	236.02	36.90	29.74	09.27	2.58																																																																																															
	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																																																																																															
世帯	36,531	24,728	5,745	4,342	1,122	594																																																																																															
1世帯当たりの人員	2.18	2.32	2.06	1.86	1.53	1.85																																																																																															

編等	ページ	修正前	修正後																																																																																																																																						
		<p>3 年齢階層別の状況</p> <p>平成31年1月現在の住民基本台帳によれば、当市の年齢階層別人口は、15歳未満の年少人口は8,175人、総人口の9.89%、15歳以上～65歳未満の生産年齢人口は46,225人、55.97%、65歳以上の高齢者人口は28,208人、34.13%(高齢化率)である。</p> <p>国勢調査によると、年少人口は減少を続け、20年間で4割程度的大幅減少となり、生産年齢人口も減少傾向にある。その一方、高齢者人口は増加を続け、20年間で6割以上の大幅増加となっている。高齢化率を見ると、足尾地域が25年間に24.7ポイント上昇し52.1%となり、人口の半数以上が高齢者である。</p> <p>全国の高齢化率は26.6%であるのに対して、当市では地域によっては人口の4割～5割以上を65歳以上の高齢者が占め、当市の高齢化率の高さを顕著に示しており、少子高齢化の傾向が顕著である。</p> <p>【年齢階層別の人口並びに割合】 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日光市</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>82,638</td> <td>58,642</td> <td>12,427</td> <td>8,467</td> <td>1,897</td> <td>1,205</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>うち15歳未満</td> <td>8,175</td> <td>6,558</td> <td>908</td> <td>597</td> <td>70</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9.89%</td> <td>11.18%</td> <td>7.31%</td> <td>7.05%</td> <td>3.69%</td> <td>3.49%</td> </tr> <tr> <td>うち15～65歳未満</td> <td>46,255</td> <td>34,102</td> <td>6,307</td> <td>4,496</td> <td>764</td> <td>586</td> </tr> <tr> <td></td> <td>55.97%</td> <td>58.15%</td> <td>50.75%</td> <td>53.10%</td> <td>40.27%</td> <td>48.63%</td> </tr> <tr> <td>うち65歳以上</td> <td>28,208</td> <td>17,982</td> <td>5,212</td> <td>3,374</td> <td>1,063</td> <td>577</td> </tr> <tr> <td></td> <td>34.13%</td> <td>30.66%</td> <td>41.94%</td> <td>39.85%</td> <td>56.04%</td> <td>47.88%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成31年1月現在：住民基本台帳) 第2 人口の状況</p> <p>《豊かな自然環境と異常気象等をもたらすもの》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状課題</th> <th>主な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○当市では、風水害による大きな被害は生じていないが、これまでにない対策を講じる必要がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	人口	82,638	58,642	12,427	8,467	1,897	1,205		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	うち15歳未満	8,175	6,558	908	597	70	42		9.89%	11.18%	7.31%	7.05%	3.69%	3.49%	うち15～65歳未満	46,255	34,102	6,307	4,496	764	586		55.97%	58.15%	50.75%	53.10%	40.27%	48.63%	うち65歳以上	28,208	17,982	5,212	3,374	1,063	577		34.13%	30.66%	41.94%	39.85%	56.04%	47.88%	現状課題	主な対応	略	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○当市では、風水害による大きな被害は生じていないが、これまでにない対策を講じる必要がある。</li> </ul>	<p>3 年齢階層別の状況</p> <p>令和2年12月現在の住民基本台帳によれば、当市の年齢階層別人口は、15歳未満の年少人口は7,682人、総人口の9.57%、15歳以上～65歳未満の生産年齢人口は44,069人、54.92%、65歳以上の高齢者人口は28,488人、35.50%(高齢化率)である。</p> <p>国勢調査によると、年少人口は減少を続け、20年間で4割程度的大幅減少となり、生産年齢人口も減少傾向にある。その一方、高齢者人口は増加を続け、20年間で6割以上の大幅増加となっている。高齢化率を見ると、足尾地域が25年間に24.7ポイント上昇し52.1%となり、人口の半数以上が高齢者である。</p> <p>全国の高齢化率は26.6%であるのに対して、当市では地域によっては人口の4割～5割以上を65歳以上の高齢者が占め、当市の高齢化率の高さを顕著に示しており、少子高齢化の傾向が顕著である。</p> <p>【年齢階層別の人口並びに割合】 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日光市</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>80,239</td> <td>57,480</td> <td>11,840</td> <td>8,096</td> <td>1,722</td> <td>1,101</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>うち15歳未満</td> <td>7,682</td> <td>6,235</td> <td>817</td> <td>549</td> <td>50</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9.57%</td> <td>10.85%</td> <td>6.90%</td> <td>6.78%</td> <td>2.90%</td> <td>2.82%</td> </tr> <tr> <td>うち15～65歳未満</td> <td>44,069</td> <td>32,796</td> <td>5,917</td> <td>4,170</td> <td>681</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td></td> <td>54.93%</td> <td>57.05%</td> <td>49.97%</td> <td>51.51%</td> <td>39.55%</td> <td>45.86%</td> </tr> <tr> <td>うち65歳以上</td> <td>28,488</td> <td>18,449</td> <td>5,106</td> <td>3,377</td> <td>991</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35.50%</td> <td>32.10%</td> <td>43.13%</td> <td>41.71%</td> <td>57.55%</td> <td>51.32%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和2年12月現在：住民基本台帳)</p> <p>《豊かな自然環境と異常気象等をもたらすもの》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状課題</th> <th>主な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○近年の大雨等異常気象に対応するため、_____これまでにない対策を講じる必要がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	人口	80,239	57,480	11,840	8,096	1,722	1,101		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	うち15歳未満	7,682	6,235	817	549	50	31		9.57%	10.85%	6.90%	6.78%	2.90%	2.82%	うち15～65歳未満	44,069	32,796	5,917	4,170	681	505		54.93%	57.05%	49.97%	51.51%	39.55%	45.86%	うち65歳以上	28,488	18,449	5,106	3,377	991	565		35.50%	32.10%	43.13%	41.71%	57.55%	51.32%	現状課題	主な対応	略	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○近年の大雨等異常気象に対応するため、_____これまでにない対策を講じる必要がある。</li> </ul>
	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																																																																																																																																			
人口	82,638	58,642	12,427	8,467	1,897	1,205																																																																																																																																			
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																																																			
うち15歳未満	8,175	6,558	908	597	70	42																																																																																																																																			
	9.89%	11.18%	7.31%	7.05%	3.69%	3.49%																																																																																																																																			
うち15～65歳未満	46,255	34,102	6,307	4,496	764	586																																																																																																																																			
	55.97%	58.15%	50.75%	53.10%	40.27%	48.63%																																																																																																																																			
うち65歳以上	28,208	17,982	5,212	3,374	1,063	577																																																																																																																																			
	34.13%	30.66%	41.94%	39.85%	56.04%	47.88%																																																																																																																																			
現状課題	主な対応																																																																																																																																								
略	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○当市では、風水害による大きな被害は生じていないが、これまでにない対策を講じる必要がある。</li> </ul>																																																																																																																																								
	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																																																																																																																																			
人口	80,239	57,480	11,840	8,096	1,722	1,101																																																																																																																																			
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																																																			
うち15歳未満	7,682	6,235	817	549	50	31																																																																																																																																			
	9.57%	10.85%	6.90%	6.78%	2.90%	2.82%																																																																																																																																			
うち15～65歳未満	44,069	32,796	5,917	4,170	681	505																																																																																																																																			
	54.93%	57.05%	49.97%	51.51%	39.55%	45.86%																																																																																																																																			
うち65歳以上	28,488	18,449	5,106	3,377	991	565																																																																																																																																			
	35.50%	32.10%	43.13%	41.71%	57.55%	51.32%																																																																																																																																			
現状課題	主な対応																																																																																																																																								
略	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○近年の大雨等異常気象に対応するため、_____これまでにない対策を講じる必要がある。</li> </ul>																																																																																																																																								

編等	ページ	修正前		修正後	
			○ 略		○ 略
		2 各地域別の観点		2 各地域別の観点	
		現状課題		現状課題	
		今市地域	略	今市地域	略
		日光地域	○今市地域に次いで人口が集積。高齢化率は <u>41.94%</u> と高く、高齢化が進行。 略	日光地域	○今市地域に次いで人口が集積。高齢化率は <u>43.13%</u> と高く、高齢化が進行。 略
		藤原地域	○1世帯当たり構成人員は <u>1.92人</u> と低く、核家族化が進行。 略	藤原地域	○1世帯当たり構成人員は <u>1.86人</u> と低く、核家族化が進行。 略
		足尾地域	○平成27年国勢調査の人口減少率は、 <u>21.2%</u> 。高齢化率は <u>56.04%</u> 、1世帯当たり構成人員は <u>1.58人</u> で、市内で最も高齢化・核家族化が進行し、高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者の割合が最も多いと推測される。 略	足尾地域	○平成27年国勢調査の人口減少率は、 <u>21.2%</u> 。高齢化率は <u>57.55%</u> 、1世帯当たり構成人員は <u>1.53人</u> で、市内で最も高齢化・核家族化が進行し、高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者の割合が最も多いと推測される。 略
		栗山地域	○平成27年国勢調査の人口減少率は、 <u>26.7%</u> 。高齢化率は <u>47.88%</u> 、1世帯当たり構成人員は <u>1.94人</u> と低い。足尾地域に次いで、高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者の割合が多いと推測される。 略	栗山地域	○平成27年国勢調査の人口減少率は、 <u>26.7%</u> 。高齢化率は <u>51.32%</u> 、1世帯当たり構成人員は <u>1.85人</u> と低い。足尾地域に次いで、高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者の割合が多いと推測される。 略
		注1 老年人口比率・1世帯当たり構成人員は、平成31年1月の住民基本台帳による。		注1 老年人口比率・1世帯当たり構成人員は、令和2年12月の住民基本台帳による。	
		注2 昭和56年6月1日に改正建築基準法施行令が施行され、構造基準が強化。		注2 昭和56年6月1日に改正建築基準法施行令が施行され、構造基準が強化。	
		第2～第3 略		第2～第3 略	

編等	ページ	修正前	修正後																								
第2編 震災対策 編	26	第1章 総則	第1章 総則																								
	28	第1節 略 第2節 過去の主な地震災害 第1 当市に被害をもたらした主な地震 【地震災害の履歴】	第1節 略 第2節 過去の主な地震災害 第1 当市に被害をもたらした主な地震 【地震災害の履歴】																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>名称</th> <th>被害概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011（平成23） 3.11</td> <td>東日本大震災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード9.0。</li> <li>・震源は三陸沖24km。</li> <li>・最大震度は今市地域（本庁舎震度計、<u>瀬川震度計</u>）で震度5強。</li> <li>・市内の被害は死者1名、半壊7棟、一部損壊多数。</li> </ul> <b>【全国の状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方を中心に8県が震度6弱以上を記録。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	名称	被害概要	2011（平成23） 3.11	東日本大震災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード9.0。</li> <li>・震源は三陸沖24km。</li> <li>・最大震度は今市地域（本庁舎震度計、<u>瀬川震度計</u>）で震度5強。</li> <li>・市内の被害は死者1名、半壊7棟、一部損壊多数。</li> </ul> <b>【全国の状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方を中心に8県が震度6弱以上を記録。</li> </ul>	略	略	略	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>名称</th> <th>被害概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011（平成23） 3.11</td> <td>東日本大震災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード9.0。</li> <li>・震源は三陸沖24km。</li> <li>・最大震度は今市地域（本庁舎震度計、<u>瀬川震度計</u>）で震度5強。</li> <li>・市内の被害は死者1名、半壊7棟、一部損壊多数。</li> </ul> <b>【全国の状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方を中心に8県が震度6弱以上を記録。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	名称	被害概要	2011（平成23） 3.11	東日本大震災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード9.0。</li> <li>・震源は三陸沖24km。</li> <li>・最大震度は今市地域（本庁舎震度計、<u>瀬川震度計</u>）で震度5強。</li> <li>・市内の被害は死者1名、半壊7棟、一部損壊多数。</li> </ul> <b>【全国の状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方を中心に8県が震度6弱以上を記録。</li> </ul>	略	略	略	略	略	略
年月日	名称	被害概要																									
2011（平成23） 3.11	東日本大震災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード9.0。</li> <li>・震源は三陸沖24km。</li> <li>・最大震度は今市地域（本庁舎震度計、<u>瀬川震度計</u>）で震度5強。</li> <li>・市内の被害は死者1名、半壊7棟、一部損壊多数。</li> </ul> <b>【全国の状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方を中心に8県が震度6弱以上を記録。</li> </ul>																									
略	略	略																									
略	略	略																									
年月日	名称	被害概要																									
2011（平成23） 3.11	東日本大震災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード9.0。</li> <li>・震源は三陸沖24km。</li> <li>・最大震度は今市地域（本庁舎震度計、<u>瀬川震度計</u>）で震度5強。</li> <li>・市内の被害は死者1名、半壊7棟、一部損壊多数。</li> </ul> <b>【全国の状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方を中心に8県が震度6弱以上を記録。</li> </ul>																									
略	略	略																									
略	略	略																									
	30	<p>※ 震源地については、前ページの「活断層の可能性のある箇所」を参照。</p> <p>第3節 地震被害想定</p> <p>第1 地震被害の想定</p> <p>1 略</p> <p>2 想定地震 当市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、次のとおり、全国<u>97</u>主要活断層帯に選定された関谷断層と、市域において過去に発生した代表的な地震である今市地震を想定地震とする。 ・関谷断層：地震調査研究推進本部の陸域および沿岸域において選定</p>	<p>※ 震源地については、前ページの「活断層の可能性のある箇所」を参照。</p> <p>第3節 地震被害想定</p> <p>第1 地震被害の想定</p> <p>1 略</p> <p>2 想定地震 当市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、次のとおり、全国<u>114</u>主要活断層帯に選定された関谷断層と、市域において過去に発生した代表的な地震である今市地震を想定地震とする。 ・関谷断層：地震調査研究推進本部の陸域および沿岸域において選定</p>																								

編等	ページ	修正前	修正後																														
		<p>された主要 <u>9.7</u> の活断層の長期評価結果  (栃木県北部、那須野原の西縁に沿って延びる活断層)  ・今市地震：昭和24年(1949年)12月26日に発生した地震  (日光市室瀬地区を震源とする既往地震)</p> <p>【想定地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震名</th> <th>説明</th> <th>断層の形態 L：長さ W：幅 D：深さ (km)</th> <th>想定規模 Mj (マグニチュード)</th> <th>断層の平均 活動間隔 (千年) および最新の 活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関谷断層地震</td> <td>略</td> <td>L=<u>37.7</u> (推定) W=<u>24.0</u> (推定) D= 3.0 (推定)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>今市地震</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震名	説明	断層の形態 L：長さ W：幅 D：深さ (km)	想定規模 Mj (マグニチュード)	断層の平均 活動間隔 (千年) および最新の 活動時期	関谷断層地震	略	L= <u>37.7</u> (推定) W= <u>24.0</u> (推定) D= 3.0 (推定)	略	略	今市地震	略	略	略	略	<p>された主要 <u>1.1.4</u> の活断層の長期評価結果  (栃木県北部、那須野原の西縁に沿って延びる活断層)  ・今市地震：昭和24年(1949年)12月26日に発生した地震  (日光市室瀬地区を震源とする既往地震)</p> <p>【想定地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震名</th> <th>説明</th> <th>断層の形態 L：長さ W：幅 D：深さ (km)</th> <th>想定規模 Mj (マグニチュード)</th> <th>断層の平均 活動間隔 (千年) および最新の 活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関谷断層地震</td> <td>略</td> <td>L=<u>38.0</u> (推定) W=<u>不明</u> D= 3.0 (推定)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>今市地震</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震名	説明	断層の形態 L：長さ W：幅 D：深さ (km)	想定規模 Mj (マグニチュード)	断層の平均 活動間隔 (千年) および最新の 活動時期	関谷断層地震	略	L= <u>38.0</u> (推定) W= <u>不明</u> D= 3.0 (推定)	略	略	今市地震	略	略	略	略
想定地震名	説明	断層の形態 L：長さ W：幅 D：深さ (km)	想定規模 Mj (マグニチュード)	断層の平均 活動間隔 (千年) および最新の 活動時期																													
関谷断層地震	略	L= <u>37.7</u> (推定) W= <u>24.0</u> (推定) D= 3.0 (推定)	略	略																													
今市地震	略	略	略	略																													
想定地震名	説明	断層の形態 L：長さ W：幅 D：深さ (km)	想定規模 Mj (マグニチュード)	断層の平均 活動間隔 (千年) および最新の 活動時期																													
関谷断層地震	略	L= <u>38.0</u> (推定) W= <u>不明</u> D= 3.0 (推定)	略	略																													
今市地震	略	略	略	略																													
	34	第2章 予防	第2章 予防																														
		第1節 略	第1節 略																														
	37	第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化	第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化																														
		第1 略	第1 略																														
		第2 個人・企業等における対策	第2 個人・企業等における対策																														
		1 市民個人の対策	1 市民個人の対策																														
		(1) 略	(1) 略																														
		(2) 略	(2) 略																														
		(3) 非常用品等の準備、点検	(3) 非常用品等の準備、点検																														
		① 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検	① 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検																														
		② 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検	② 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検																														

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>③ 消火器、スコップ、大工道具、発電機（_____蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備・点検</p> <p>④ 家族の状況に合わせた必要物品</p> <p>（4）各家庭の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、_____ガラス飛散防止等）</p> <p>第3 略</p> <p>第4 職員に対する防災教育  消防団（水防団）は、災害時においては消火、水防、救出・救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。  このため、消防本部・市（企画総務部）は、次の事業を実施し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、_____団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____団活動に必要な各種資材の整備・充実</li> <li>・ 団員に対する各種教育訓練の実施</li> <li>・ 地域住民に対する_____団活動や加入促進の広報等</li> </ul> <p>第5 略</p> <p>第6 災害関係ボランティアの環境整備</p> <p>1 略</p> <p>2 行政とボランティアとの連携  市（地域振興部・健康福祉部）は、県、_____県社会福祉協議会、市社会福祉協議会とともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保、ボランティア同士の連携強化支援等について検討する。</p> <p>第7 略</p>	<p>③ 消火器、スコップ、大工道具、発電機（<u>発電機又は蓄電機能を有する車両を含む</u>）等資機材の整備・点検</p> <p>④ 家族の状況に合わせた必要物品</p> <p>（4）各家庭の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、<u>ブロック塀の点検、</u>ガラス飛散防止等）</p> <p>第3 略</p> <p>第4 消防団（水防団）の活性化の推進  消防団（水防団）は、災害時においては消火、水防、救出・救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。  このため、消防本部・市（企画総務部）は、次の事業を実施し、<u>消防（水防）</u>団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>消防（水防）</u>団活動に必要な各種資材の整備・充実</li> <li>・ 団員に対する各種教育訓練の実施</li> <li>・ 地域住民に対する<u>消防（水防）</u>団活動や加入促進の広報等</li> </ul> <p>第5 略</p> <p>第6 災害関係ボランティアの環境整備</p> <p>1 略</p> <p>2 行政とボランティアとの連携  市（地域振興部・健康福祉部）は、県、<u>日本赤十字社栃木県支部、</u>県社会福祉協議会、市社会福祉協議会とともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保、ボランティア同士の連携強化支援等について検討する。</p> <p>第7 略</p>

編等	ページ	修正前	修正後																																														
44		<p>第8 略</p> <p>第9 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等</p> <p>自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、防災会議に提案することができる。</p> <p>市（企画総務部）は、防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。</p>	<p>第8 略</p> <p>第9 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）</p> <p>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを防災会議に提案することができる。</p> <p>市（企画総務部）は、防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえ、地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。</p>																																														
		<p>第4節 避難行動要支援者等対策</p> <p>市（企画総務部・健康福祉部）は、「日光市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、災害時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。</p> <p>また、市（地域振興部・観光経済部）・教育委員会は、当市の高齢化率が約34.1%と高く、足尾地域、藤原地域等には高齢化率が50%を超える集落もあることを踏まえて、当市の重要課題として避難行動要支援者対策の推進にあたり、社会福祉施設等への指導、情報提供を行う。さらに、国際観光都市という特性を踏まえ、外国人や観光客の安全確保体制の向上に努める。</p>	<p>第4節 避難行動要支援者等対策</p> <p>市（企画総務部・健康福祉部）は、「日光市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、災害時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。</p> <p>また、市（地域振興部・観光経済部）・教育委員会は、当市の高齢化率が約35.5%と高く、足尾地域、藤原地域等には高齢化率が50%を超える集落もあることを踏まえて、当市の重要課題として避難行動要支援者対策の推進にあたり、社会福祉施設等への指導、情報提供を行う。さらに、国際観光都市という特性を踏まえ、外国人や観光客の安全確保体制の向上に努める。</p>																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要度</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>高齢化率 (注)</td> <td>30.7%</td> <td>41.9%</td> <td>39.9%</td> <td>56.0%</td> <td>47.9%</td> </tr> <tr> <td>地域特性</td> <td></td> <td>観光客対策、 (孤立地)</td> <td>観光客対策、 高齢化集</td> <td>高齢化集 落、(孤立 地区) 対</td> <td>観光客対策、 高齢化集</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	重要度	○	◎	◎	◎	◎	高齢化率 (注)	30.7%	41.9%	39.9%	56.0%	47.9%	地域特性		観光客対策、 (孤立地)	観光客対策、 高齢化集	高齢化集 落、(孤立 地区) 対	観光客対策、 高齢化集	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要度</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>高齢化率 (注)</td> <td>32.1%</td> <td>43.1%</td> <td>41.7%</td> <td>57.5%</td> <td>51.3%</td> </tr> <tr> <td>地域特性</td> <td></td> <td>観光客対策、 (孤立地)</td> <td>観光客対策、 高齢化集</td> <td>高齢化集 落、(孤立 地区) 対</td> <td>観光客対策、 高齢化集</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	重要度	○	◎	◎	◎	◎	高齢化率 (注)	32.1%	43.1%	41.7%	57.5%	51.3%	地域特性		観光客対策、 (孤立地)	観光客対策、 高齢化集
区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																																												
重要度	○	◎	◎	◎	◎																																												
高齢化率 (注)	30.7%	41.9%	39.9%	56.0%	47.9%																																												
地域特性		観光客対策、 (孤立地)	観光客対策、 高齢化集	高齢化集 落、(孤立 地区) 対	観光客対策、 高齢化集																																												
区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																																												
重要度	○	◎	◎	◎	◎																																												
高齢化率 (注)	32.1%	43.1%	41.7%	57.5%	51.3%																																												
地域特性		観光客対策、 (孤立地)	観光客対策、 高齢化集	高齢化集 落、(孤立 地区) 対	観光客対策、 高齢化集																																												

編等	ページ	修正前					修正後				
				区) 対策	落(孤立地区) 対策	策	落(孤立地区) 対策			区) 対策	落(孤立地区) 対策
		<p>(注) 平成31年 1月住民基本台帳</p> <p>*重要度 避難行動要支援者対策などの防災対策を進めるうえで、地域特性などを踏まえ、対策の必要性、施設整備の必要性などの観点から2つに区分。</p> <p>◎ - 特に対策の必要性があるもの、あるいは施設整備の必要性などが高い地域</p> <p>○ - 一定の対策の必要性があるもの、あるいは施設整備の必要性などが高い地域</p> <p>第1 略</p> <p>第2 避難行動要支援者等に対する対策</p> <p>1 略</p> <p>2 社会福祉施設等における安全性の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常災害に関する計画書の作成</p> <p>市(健康福祉部・各部等)は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「非常災害対策計画」という。)の作成を指導する</p> <p>社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者へ周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p>					<p>(注) 令和 2年12月住民基本台帳</p> <p>*重要度 避難行動要支援者対策などの防災対策を進めるうえで、地域特性などを踏まえ、対策の必要性、施設整備の必要性などの観点から2つに区分。</p> <p>◎ - 特に対策の必要性があるもの、あるいは施設整備の必要性などが高い地域</p> <p>○ - 一定の対策の必要性があるもの、あるいは施設整備の必要性などが高い地域</p> <p>第1 略</p> <p>第2 避難行動要支援者等に対する対策</p> <p>1 略</p> <p>2 社会福祉施設等における安全性の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常災害に関する計画書の作成</p> <p>市(健康福祉部・各部等)は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「非常災害対策計画」という。)の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。</p> <p>社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者へ周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p>				

編等	ページ	修正前	修正後
	53	<p>第3 要配慮者利用施設における対策</p> <p>1 土砂災害警戒区域__に含まれる要配慮者利用施設 市（企画総務部）は、土砂災害警戒区域__に含まれる要配慮者利用施設について、土砂災害_____に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。</p> <p>※ 土砂災害警戒区域__に含まれる要配慮者利用施設一覧</p> <p>2 土砂災害に関する避難確保計画作成の支援及び報告 「土砂災害警戒区域__に含まれる要配慮者利用施設一覧」に施設名及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難確保計画を作成し、これを市に報告するものとする。また、当該計画を変更した場合も同様とする。 市（健康福祉部・企画総務部）・市教育委員会は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画作成の支援を行うものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>第4～第6 略</p> <p>第5節 略</p> <p>第6節 震災に強いまちづくり</p> <p>第1 震災に強いまちづくり</p> <p>1 震災に強い都市整備の計画的な推進 市（建設部）は、防災の観点を検討しつつ、「日光市都市計画マスタープラン」や、県が平成23年度に策定した「栃木県都市計画区域マスタープラン」等に基づき、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。</p> <p>2～5 略</p>	<p>第3 要配慮者利用施設における対策</p> <p>1 土砂災害警戒区域等に含まれる要配慮者利用施設 市（企画総務部）は、土砂災害警戒区域等に含まれる要配慮者利用施設について、土砂災害や浸水害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等に含まれる要配慮者利用施設一覧</p> <p>2 土砂災害に関する避難確保計画作成の支援及び報告 「土砂災害警戒区域等に含まれる要配慮者利用施設一覧」に施設名及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難確保計画を作成し、これを市に報告するものとする。また、当該計画を変更した場合も同様とする。 市（健康福祉部・企画総務部）・市教育委員会は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画作成の支援を行うものとする。</p> <p>3～4 略</p> <p>第4～第6 略</p> <p>第5節 略</p> <p>第6節 震災に強いまちづくり</p> <p>第1 震災に強いまちづくり</p> <p>1 震災に強い都市整備の計画的な推進 市（建設部）は、防災の観点を検討しつつ、「日光市都市計画マスタープラン」や、県の定める_____「_____都市計画区域マスタープラン」等に基づき、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。</p> <p>2～5 略</p>

編等	ページ	修正前	修正後
	55	<p>第2 略</p> <p>第7節 地盤災害予防対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 大規模盛土造成地対策の推進 市（建設部等）は、<u>県が公表する大規模盛土造成地マップを基に、大規模盛土造成地の滑動崩落防止事業の実施に努めるものとする。</u></p> <hr/> <p>第3～第4 略</p>	<p>第2 略</p> <p>第7節 地盤災害予防対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 大規模盛土造成地対策の推進 市（建設部等）は、<u>県が公表した大規模盛土造成地について、県と連携しながら、安全性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。</u></p> <hr/> <p>第3～第4 略</p>
	57	<p>第8節 農林水産関係災害予防対策</p> <p>第1 農地・農林水産業用施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 農業用ダム・ため池対策 農業用ダム、ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。 出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。 また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。</p> <hr/> <p>3 略</p> <p>第2 略</p>	<p>第8節 農林水産関係災害予防対策</p> <p>第1 農地・農林水産業用施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 農業用ダム・ため池対策 農業用ダム、ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。 出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。 また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、<u>計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。</u></p> <hr/> <p>3 略</p> <p>第2 略</p>
	58	<p>第9節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備</p>	<p>第9節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備</p>

編等	ページ	修正前	修正後																																
		<p>第1 宇都宮地方気象台から発表される地震情報</p> <p>【気象庁の発表する地震情報の種類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 229 533 277">情報の種類</th> <th data-bbox="533 229 1227 277">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 277 533 373">震度速報</td> <td data-bbox="533 277 1227 373">地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 373 533 517">震源に関する情報</td> <td data-bbox="533 373 1227 517">地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波が心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 517 533 708">震源・震度に関する情報</td> <td data-bbox="533 517 1227 708">地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 708 533 1091">各地の震度に関する情報</td> <td data-bbox="533 708 1227 1091">震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1091 533 1187">遠地地震に関する情報</td> <td data-bbox="533 1091 1227 1187">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1187 533 1283">その他の情報</td> <td data-bbox="533 1187 1227 1283">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1283 533 1441">推計震度分布図</td> <td data-bbox="533 1283 1227 1441">震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内 容	震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波が心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。	遠地地震に関する情報	略	その他の情報	略	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	<p>第1 宇都宮地方気象台から発表される地震情報</p> <p>【気象庁の発表する地震情報の種類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 229 1429 277">情報の種類</th> <th data-bbox="1429 229 2123 277">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 277 1429 373">震度速報</td> <td data-bbox="1429 277 2123 373">地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 373 1429 517">震源に関する情報</td> <td data-bbox="1429 373 2123 517">「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 517 1429 708">震源・震度に関する情報</td> <td data-bbox="1429 517 2123 708">地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 708 1429 1091">各地の震度に関する情報</td> <td data-bbox="1429 708 2123 1091">震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 1091 1429 1187">遠地地震に関する情報</td> <td data-bbox="1429 1091 2123 1187">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 1187 1429 1283">その他の情報</td> <td data-bbox="1429 1187 2123 1283">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 1283 1429 1441">推計震度分布図</td> <td data-bbox="1429 1283 2123 1441">震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内 容	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。	遠地地震に関する情報	略	その他の情報	略	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
情報の種類	内 容																																		
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。																																		
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波が心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。																																		
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																		
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。																																		
遠地地震に関する情報	略																																		
その他の情報	略																																		
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																		
情報の種類	内 容																																		
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。																																		
震源に関する情報	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																																		
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																		
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。																																		
遠地地震に関する情報	略																																		
その他の情報	略																																		
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																		

編等	ページ	修正前	修正後				
	61	<table border="1" data-bbox="376 140 1229 277"> <tr> <td data-bbox="376 140 535 175">緊急地震速報（一般向け）</td> <td data-bbox="535 140 1229 175">略</td> </tr> </table> <p data-bbox="376 288 741 316">※ 気象庁震度階級関連解説表</p> <p data-bbox="376 384 528 411">第10節 略</p> <p data-bbox="376 480 687 507">第11節 避難体制の整備</p> <p data-bbox="376 576 555 603">第1～第4 略</p> <p data-bbox="376 671 633 699">第5 帰宅困難者対策</p> <p data-bbox="398 767 663 794">1 帰宅困難者の定義</p> <p data-bbox="421 815 1240 991">「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、<u>徒歩</u>で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。</p> <p data-bbox="398 1054 477 1082">2 略</p> <p data-bbox="398 1150 636 1177">3 一斉帰宅の抑制</p> <p data-bbox="421 1198 1240 1294">震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、<u>救急・救助活動の妨げ</u>になるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害の発生のおそれがある。</p> <p data-bbox="421 1302 1240 1366">このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する<u>対策</u>を実施する。</p> <p data-bbox="405 1406 636 1433">(1)～(3) 略</p>	緊急地震速報（一般向け）	略	<table border="1" data-bbox="1274 140 2107 277"> <tr> <td data-bbox="1274 140 1433 175">緊急地震速報（一般向け）</td> <td data-bbox="1433 140 2107 175">略</td> </tr> </table> <p data-bbox="1274 288 1639 316">※ 気象庁震度階級関連解説表</p> <p data-bbox="1274 384 1426 411">第10節 略</p> <p data-bbox="1274 480 1585 507">第11節 避難体制の整備</p> <p data-bbox="1274 576 1453 603">第1～第4 略</p> <p data-bbox="1274 671 1532 699">第5 帰宅困難者対策</p> <p data-bbox="1296 767 1561 794">1 帰宅困難者の定義</p> <p data-bbox="1319 815 2139 991">「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、<u>_____</u>自宅に帰ろうとし<u>た</u>場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。</p> <p data-bbox="1296 1054 1375 1082">2 略</p> <p data-bbox="1296 1150 1534 1177">3 一斉帰宅の抑制</p> <p data-bbox="1319 1198 2139 1294">震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、<u>応急_____</u>活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害を受ける<u>可能性</u>がある。</p> <p data-bbox="1319 1302 2139 1366">このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する<u>取組</u>を実施する。</p> <p data-bbox="1348 1406 1579 1433">(1)～(3) 略</p>	緊急地震速報（一般向け）	略
緊急地震速報（一般向け）	略						
緊急地震速報（一般向け）	略						

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>4 一時滞在施設等の確保 市（観光経済部）は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、<u>所管施設や関係施設</u>を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。 市（企画総務部）は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。</p> <p>5 帰宅困難者の誘導等の体制整備 市（観光経済部）は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の<u>誘導</u>について、<u>鉄道事業者や県警察、消防機関</u>との協力体制の構築に努める。また、輸送において、（一社）栃木県バス協会に協力を得られるよう努める。</p> <p>6 外国人への支援 市（観光経済部）は、国際交流協会<u>と</u>連携し、外国人に<u>多言語</u>による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。</p>	<p>4 一時滞在施設等の確保 市（観光経済部）は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、<u>市所有の</u>施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。 市（企画総務部）は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。</p> <p>5 帰宅困難者の誘導等の体制整備 市（観光経済部）は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、<u>警察等の</u>機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、（一社）栃木県バス協会に協力を得られるよう<u>連絡体制を整備しておく。</u></p> <p>6 外国人への支援 市（観光経済部）は、国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して<u>多言語</u>による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。</p>
67		<p>第12節 火災予防及び消防・救急・救助体制</p> <p>第1 略</p> <p>第2 火災予防の徹底</p> <p>1 略</p> <p>2 住宅防火対策の推進 地域住民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市、県、<u>県警察</u>、消防本部、自主防災組織、女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器の普及啓発活動を実施し、住宅防火対策の一層の推進を図る。 また、電気火災対策として、地震を感じたら安全が確認できるで電気器具のプラグを抜き、特に避難等長期に自宅を離れる場合には</p>	<p>第12節 火災予防及び消防・救急・救助体制</p> <p>第1 略</p> <p>第2 火災予防の徹底</p> <p>1 略</p> <p>2 住宅防火対策の推進 地域住民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市、県、<u>消防本部</u>、自主防災組織、女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器の普及啓発活動を実施し、住宅防火対策の一層の推進を図る。 また、電気火災対策として、地震を感じたら安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難等長期に自宅を離れる場合には</p>

編等	ページ	修正前	修正後
	74	<p>ブレーカーを落とすこと、及び感震ブレーカーの設置等の普及啓発を促進する。</p> <p>3～6 略</p> <p>第3～第4 略</p> <p>第13節～第14節 略</p> <p>第15節 防災拠点の整備</p> <p>第1 災害対策活動拠点の種類、整備等</p> <p>1 災害対策活動拠点の種類</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 広域災害対策活動拠点  <u>県が県営大規模公園を中心に、全国からの救援物資の一時的な集積及び配分活動の拠点並びに緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として整備するものである。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 広域物資拠点（一次集積拠点）  <u>県が県有施設や県営都市公園など、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として確保するものである。</u></p> <p>_____</p> <p>(6) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>ブレーカーを落とすこと、及び感震ブレーカーの設置等の普及啓発を促進する。</p> <p>3～6 略</p> <p>第3～第4 略</p> <p>第13節～第14節 略</p> <p>第15節 防災拠点の整備</p> <p>第1 災害対策活動拠点の種類、整備等</p> <p>1 災害対策活動拠点の種類</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 広域災害対策活動拠点  <u>県が県営大規模公園を中心に、_____緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として整備するものである。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 広域物資拠点（一次集積拠点）  <u>県が県有施設や県営都市公園など、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として確保するものである。</u>  <u>※広域災害対策活動拠点と同施設</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第2～第3 略</p>

編等	ページ	修正前	修正後
	77	<p><b>第16節 建築物等災害予防対策</b></p> <p>第1 現状と課題</p> <p>市内には木造家屋が多く、足尾地域、栗山地域は8割以上となっている。また、木造家屋のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づく、現行の耐震基準の耐震性能を有さないと想定される建築物が多い「昭和56年以前に建築された建築物<sup>(注)</sup>」が、足尾地域では7割にのぼる。</p> <p>県が作成した「地震被害予測・対策予測システム設計」（被害想定）において、想定宇都宮直下型地震の揺れによる全壊・半壊棟数の被害想定的大部分が木造による建物であることもあり、耐震改修の実施は急務の課題となっている。</p> <p>このため、耐震性能を有しないと判断された建物に対する耐震改修の実施について積極的に促進を図ることが重要である。</p> <p>また、平成28年4月に発生した熊本地震において、一部自治体の庁舎が被災により使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、市（建設部）は、防災拠点となる公共施設等の改築又は耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>さらに、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井<u>の脱落防止対策にも取り組むなど、非構造部材の耐震化を促進する。</u></p> <p>第2 民間建築物の耐震性の促進</p> <p>1 耐震診断、耐震改修の促進等</p> <p>市（建設部）は、現行の建築基準法に規定されている耐震性能を有さないと想定される既存建築物について、耐震改修促進法に基づき、市が策定した耐震改修促進計画により、耐震診断、耐震改修<u>を促進する。</u>また、天井の脱落防止対策についても、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。</p> <p>2 耐震性に関する知識の普及</p> <p>市（建設部）は、県と連携し、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、耐震アドバイザー等の派遣、<u>県等が実施する建築技術者向け耐震診断講習会への参加を促進する</u>など、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。</p>	<p><b>第16節 建築物等災害予防対策</b></p> <p>第1 現状と課題</p> <p>市内には木造家屋が多く、足尾地域、栗山地域は8割以上となっている。また、木造家屋のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づく、現行の耐震基準の耐震性能を有さないと想定される建築物が多い「昭和56年以前に建築された建築物<sup>(注)</sup>」が、足尾地域では7割にのぼる。</p> <p>県が作成した「地震被害予測・対策予測システム設計」（被害想定）において、想定宇都宮直下型地震の揺れによる全壊・半壊棟数の被害想定的大部分が木造による建物であることもあり、耐震改修の実施は急務の課題となっている。</p> <p>このため、耐震性能を有しないと判断された建物に対する耐震改修の実施について積極的に促進を図ることが重要である。</p> <p>また、平成28年4月に発生した熊本地震において、一部自治体の庁舎が被災により使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、市（建設部）は、防災拠点となる公共施設等の改築又は耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>さらに、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井<u>などの非構造部材の耐震化を促進する。</u></p> <p>第2 民間建築物の耐震性の促進</p> <p>1 耐震診断、耐震改修の促進等</p> <p>市（建設部）は、現行の建築基準法に規定されている耐震性能を有さないと想定される既存建築物について、耐震改修促進法に基づき、市が策定した耐震改修促進計画により、耐震診断、耐震改修<u>等を促進する。</u>また、天井の脱落防止対策についても、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく</p> <p>2 耐震性に関する知識の普及</p> <p>市（建設部）は、県と連携し、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、耐震アドバイザー等の派遣<u>など、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。</u></p>



編等	ページ	修正前	修正後								
	86	<p>第18節 危険物施設等災害予防</p> <p>第1 消防法上の危険物          当市における危険物施設（許可施設）は、<u>707施設あり（平成31年4月1日現在）</u>、適時、消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。          消防本部及び消防法上の危険物を取り扱う施設（以下本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第19節～第20節 略</p>	<p>第18節 危険物施設等災害予防</p> <p>第1 消防法上の危険物          当市における危険物施設（許可施設）は、<u>701施設あり（令和2年4月1日現在）</u>、適時、消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。          消防本部及び消防法上の危険物を取り扱う施設（以下本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第19節～第20節 略</p>								
	91	<p>第21節 文教・文化財対策</p> <p>第1 公立学校の対策</p> <p>1 学校安全計画等の作成          市立の小学校、中学校（以下「学校等」という。）は、学校保健法に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。          なお、学校安全計画を作成する際、年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。</p> <p><b>【学校安全計画作成上の留意点】</b></p> <table border="1" data-bbox="367 1241 1240 1449"> <tr> <td data-bbox="367 1241 622 1382">(1) 災害教育に関する事項</td> <td data-bbox="622 1241 1240 1382">① 学年別、月別の関連教科、道徳_____における指導事項 ② 特別活動、部活動等における指導事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1382 622 1449">(2) 災害管理に関する事項</td> <td data-bbox="622 1382 1240 1449">略</td> </tr> </table>	(1) 災害教育に関する事項	① 学年別、月別の関連教科、道徳_____における指導事項 ② 特別活動、部活動等における指導事項	(2) 災害管理に関する事項	略	<p>第21節 文教・文化財対策</p> <p>第1 公立学校の対策</p> <p>1 学校安全計画等の作成          市立の小学校、中学校（以下「学校等」という。）は、学校保健法に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。          なお、学校安全計画を作成する際、年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。</p> <p><b>【学校安全計画作成上の留意点】</b></p> <table border="1" data-bbox="1270 1241 2143 1449"> <tr> <td data-bbox="1270 1241 1525 1382">(1) 災害教育に関する事項</td> <td data-bbox="1525 1241 2143 1382">① 学年別、月別の関連教科、道徳、<u>総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間</u>における指導事項 ② 特別活動、部活動等における指導事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 1382 1525 1449">(2) 災害管理に関する事項</td> <td data-bbox="1525 1382 2143 1449">略</td> </tr> </table>	(1) 災害教育に関する事項	① 学年別、月別の関連教科、道徳、 <u>総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間</u> における指導事項 ② 特別活動、部活動等における指導事項	(2) 災害管理に関する事項	略
(1) 災害教育に関する事項	① 学年別、月別の関連教科、道徳_____における指導事項 ② 特別活動、部活動等における指導事項										
(2) 災害管理に関する事項	略										
(1) 災害教育に関する事項	① 学年別、月別の関連教科、道徳、 <u>総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間</u> における指導事項 ② 特別活動、部活動等における指導事項										
(2) 災害管理に関する事項	略										

編等	ページ	修正前	修正後
		(3) 災害に関する 組織活動 略	(3) 災害に関する 組織活動 略
		2～3 略	2～3 略
		第2 略	第2 略
		第2 2節～2 3節 略	第2 2節～2 3節 略
	98	第2 4節 災害廃棄物等の処理体制の整備	第2 4節 災害廃棄物等の処理体制の整備
		第1 略	第1 略
		第2 災害廃棄物等の処理体制の整備	第2 災害廃棄物等の処理体制の整備
		1 市の対策 市は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設にお ける災害対策の強化等を図る。	1 市の対策 市は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設にお ける災害対策の強化等を図る。 <u>また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「廃棄物マニユア ル」の見直し等、平時の備えに努める。</u>
		2 略	2 略
	99	第3章 応急対策	第3章 応急対策
		第1節 略	第1節 略
	107	第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策
		第1 略	第1 略

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>第2 地震情報の伝達</p> <p>【地震情報等の伝達系統】</p>	<p>第2 地震情報の伝達</p> <p>【地震情報等の伝達系統】</p>
114		<p>第3節 相互応援協力・____派遣要請</p> <p>第1～第3 略</p>	<p>第3節 相互応援協力・<u>応援</u>派遣要請</p> <p>第1～第3 略</p>
117		<p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の適用基準</p> <p>1 略</p> <p>2 生命・身体への危害が生じた場合 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、<u>厚生労働省令</u>で定める基準に該当する場合。(4号基準)</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の適用基準</p> <p>1 略</p> <p>2 生命・身体への危害が生じた場合 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、<u>内閣府</u>____令で定める基準に該当する場合。(4号基準)</p> <p>第2～第4 略</p>

編等	ページ	修正前	修正後
	120	<p>第5節 避難対策</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 避難所の開設、運営</p> <p>1 避難所等の開設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 避難所等の運営</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の衛生状態を常に良好に保つよう</p> <hr/> <p>に努める。</p> <p>また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 市（教育部・健康福祉部等）は、必要に応じ、家庭動物（ペット）</p>	<p>第5節 避難対策</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 避難所の開設、運営</p> <p>1 避難所等の開設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市（企画総務部）は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所等の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所等以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 避難所等の運営</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。</p> <p>また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 市（教育部・健康福祉部等）は、必要に応じ、家庭動物（ペット）</p>

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>のためのスペースを原則として_____屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる<u>ことができる。</u></p> <p>第5 消防相互応援・広域応援等</p> <p>1 県内消防相互応援協力等</p> <p>(1)「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援</p> <p>① 略</p> <p>② 第二次応援体制 一の消防機関を県内の<u>全て</u>のブロックの消防機関が応援する体制。</p> <p>第6～第9 略</p> <p>第10 災害救助法による実施基準 災害救助法が適用された場合の避難<u>施設</u>の供与は、次の基準により実施する。</p> <p>1 対象 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</p> <p>2 内容 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に<u>仮</u>小屋_____、天幕<u>を</u>設置_____する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3～4 略</p> <p>第6節～第9節 略</p>	<p>のためのスペースを原則として<u>渡り廊下、駐輪場、車庫等</u>雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる<u>よう努める。</u></p> <p>第5 消防相互応援・広域応援等</p> <p>1 県内消防相互応援協力等</p> <p>(1)「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援</p> <p>① 略</p> <p>② 第二次応援体制 一の消防機関を県内の<u>他</u>のブロックの消防機関が応援する体制。</p> <p>第6～第9 略</p> <p>第10 災害救助法による実施基準 災害救助法が適用された場合の避難<u>所等</u>の供与は、次の基準により実施する。</p> <p>1 対象 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</p> <p>2 内容 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外<u>で</u>の仮設小屋の設置、天幕<u>の</u>設置<u>その他適切な方法により</u>実施する。 <u>避難所等での生活が長期にわたる場合等においては、避難所等に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</u></p> <p>3～4 略</p> <p>第6節～第9節 略</p>

編等	ページ	修正前	修正後
	140	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 災害救助法による輸送基準</p> <p>1 対象</p> <p>(1) 被災者の避難_____のための輸送</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 災害救助法による輸送基準</p> <p>1 対象</p> <p>(1) 被災者の避難に係る支援のための輸送</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2～3 略</p>
	144	<p>第11節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第1</p> <p>1～4 略</p> <p>5 災害救助法による実施基準</p> <p>(1) 対象</p> <p>次のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p>① 避難所に収容された者</p> <p>② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者</p> <p>③ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者</p> <p>④ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第2～第3 略</p> <p>第12節～第13節 略</p>	<p>第11節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第1</p> <p>1～4 略</p> <p>5 災害救助法による実施基準</p> <p>(1) 対象</p> <p>次のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p>① 避難所に避難している者</p> <p>② 住家に被害を受け現に_____炊事のできない者</p> <p>③ 被災により現に炊事のできない者_____</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第2～第3 略</p> <p>第12節～第13節 略</p>
	158	<p>第14節 障害物等除去活動</p> <p>第1～第2 略</p>	<p>第14節 障害物等除去活動</p> <p>第1～第2 略</p>

編等	ページ	修正前	修正後																								
	160	<p>第3 道路の障害物の除去</p> <p>1 略</p> <p>2 実施方法 道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。 なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた_____緊急輸送路については最優先に実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>第4 略</p> <p>第15節 廃棄物処理活動 被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、市（市民環境部）及び関係機関は、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物仮置場候補地</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 ごみやがれきの処理</p> <p>1 実施体制 市（市民環境部）は、被災地及び避難所におけるごみやがれきなどの災害廃棄物等を生活環境、公衆衛生上支障のない方法で処理する。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。</p> <p>2 排出量の推計 市（市民環境部）は、災害により発生する災害廃棄物等について、平常時に把握した災害廃棄物等の発生見込量を勘案して排出量を推計し、その処理体制を整備する。</p>	区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	廃棄物仮置場候補地	略	略	略	略	略	<p>第3 道路の障害物の除去</p> <p>1 略</p> <p>2 実施方法 道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。 なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた<u>重要物流道路及び緊急輸送路</u>については最優先に実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>第4 略</p> <p>第15節 廃棄物処理活動 被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、市（市民環境部）及び関係機関は、<u>災害廃棄物やし尿、避難所ごみ</u>などの災害廃棄物等を適正_____かつ迅速に処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>今市地域</th> <th>日光地域</th> <th>藤原地域</th> <th>足尾地域</th> <th>栗山地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物仮置場候補地</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 ごみやがれきの処理</p> <p>1 実施体制 市（市民環境部）は、<u>速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。</u>処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。</p> <p>2 <u>発生量及び処理可能量の推計</u> 市（市民環境部）は、<u>被害を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。</u></p>	区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	廃棄物仮置場候補地	略	略	略	略	略
区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																						
廃棄物仮置場候補地	略	略	略	略	略																						
区 分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域																						
廃棄物仮置場候補地	略	略	略	略	略																						

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>3 収集運搬</p> <p>(1) 市（市民環境部）は、必要により労働者を臨時雇用し、又は相互応援協定等に基づき、県に人員、器材等の応援を求めるなど、収集運搬体制を確立する。</p> <p>(2) 災害時に大量に排出される粗大ごみやがれきなどの災害廃棄物等については、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となるおそれがあるので、市（市民環境部）は、環境保全に支障のない場所を仮置き場として確保し、搬入先とする。</p> <p>(3) 災害廃棄物等は、原則として被災者自らが市（市民環境部）の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市（市民環境部）が収集運搬を行う。</p> <p>(4) 市（市民環境部）は、生活ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。</p> <p>4 留意事項</p> <p>市（市民環境部）は、災害廃棄物等の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。</p> <p>(1) 可燃物</p> <p>① 焼却施設の輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。</p> <p>② プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。</p> <p>③ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。</p> <p>(2) 不燃物</p> <p>① 金属等の資源物は分別して再生利用する。</p> <p>② その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。</p>	<p>3 住民等への周知</p> <p>市は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場利用方法等について、住民へ広報するとともに県やボランティア等とも情報を共有する。</p> <p>4 仮置場の設置・運営</p> <p>市（市民環境部）は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。</p> <p>被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。</p>

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>(3) がれき</p> <p>ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。</p> <p>イ 環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月 環境省)等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。</p> <p>ウ がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き、適正に処理を行う。</p> <p>5 避難所の廃棄物対策</p> <p>市(市民環境部)は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。</p> <p>6 近隣市町、関係機関との協力体制の整備</p> <p>市(市民環境部)は、相互応援協定等に基づき近隣市町及び関係機関と協力して、災害廃棄物等の処理を行う。</p> <p>7 略</p>	<p>5 収集運搬</p> <p>市(市民環境部)は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。</p> <p>6 処分・再資源化</p> <p>市(市民環境部)は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。</p> <p>処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。</p> <p>なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)(平成29年9月 環境省)」等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り行う。</p> <p>7 略</p>
		<p>第2 し尿処理</p> <p>1 実施体制</p> <p>市(市民環境部)は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集し、処理する。</p> <p>処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。</p>	<p>第2 し尿処理</p> <p>1 実施体制</p> <p>市(市民環境部)は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。</p> <p>処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。</p>

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>2 排出量の推計 市（市民環境部）は、被災地の戸数等から排出量を推計し、その処理体制を整備する。</p> <p>3 収集運搬</p> <p>(1) 市（市民環境部）は、必要により相互応援協定等に基づき県に応援を要請し、収集運搬体制を確立する。</p> <p>(2) 市（市民環境部）は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。</p> <p>4 留意事項 市（市民環境部）は、収集運搬したし尿を原則として環境センターで処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。</p> <p>5 近隣市町、関係機関との協力体制の整備 市（市民環境部）は、相互応援協定等に基づき近隣市町及び関係機関と協力してし尿の処理を行う。</p> <p>6 略</p> <p>第16節 文教・文化財対策</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 学用品の調達・給与</p> <p>1 対象 災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含</p>	<p>2 発生量及び処理可能量の推計 市（市民環境部）は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。</p> <p>3 住民への周知 市は排出方法等について、住民へ広報するとともに、県と情報を共有する。</p> <p>4 収集運搬 市（市民環境部）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。</p> <p>5 処分・再資源化 市（市民環境部）は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。</p> <p>6 略</p> <p>第16節 文教・文化財対策</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 学用品の調達・給与</p> <p>1 対象 災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育後期課程の児童及び中等教育学校の前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程</p>

編等	ページ	修正前	修正後
	168	<p>む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>2～4 略</p> <p>第6 略</p> <p>第17節 住宅応急対策</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 被災住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。</p> <p>1 対象 災害のため住家が半壊又は半焼_____し_____、自らの資力では応急修理をすることができない者_____。</p> <p>2～4 略</p> <p>第18節～第22節 略</p>	<p>を含む。)、中等教育学校の後期課程_____、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>2～4 略</p> <p>第6 略</p> <p>第17節 住宅応急対策</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 被災住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。</p> <p>1 対象 災害のため住家が半壊、<u>半焼又は準半壊</u>若しくはこれに準ずる<u>程度の損傷を受け</u>、自らの資力では応急修理をすることができない者<u>又は大規模な修理を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したもの。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>第18節～第22節 略</p>
	184	<p>第23節 自発的支援の受入</p> <p>第1 ボランティアの受入・活動支援</p> <p>1 略</p> <p>2 ボランティア活動の支援調整 市(地域振興部・健康福祉部)は、県及び社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。_____</p>	<p>第23節 自発的支援の受入</p> <p>第1 ボランティアの受入・活動支援</p> <p>1 略</p> <p>2 ボランティア活動の支援調整 市(地域振興部・健康福祉部)は、県及び社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。<u>なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動</u></p>

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>また、市（地域振興部・健康福祉部）は、ボランティアを一元的に調整する機関として、災害ボランティアセンターの開設を社会福祉協議会に要請するとともに、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援する。</p> <p>第2 略</p> <p>第2 4節 略</p> <p>第4章 略</p>	<p><u>の全体像を把握することにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p> <p>また、市（地域振興部・健康福祉部）は、ボランティアを一元的に調整する機関として、災害ボランティアセンターの開設を社会福祉協議会に要請するとともに、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援する。</p> <p>第2 略</p> <p>第2 4節 略</p> <p>第4章 略</p>

編等	ページ	修正前	修正後
第3編 風水害対策編	194	<p>第1章 総論</p> <p>第1節 日光市の風水害等を取り巻く自然条件</p> <p>第1 気象の状況</p> <p>気候は内陸性気候に属し、年平均気温は市街地で12℃程度、山間部では7℃程度であり、夏季は比較的涼しく、冬季は氷点下になることも多い。</p> <p>降水については、夏季に太平洋から関東平野を北上してきた湿った南風は、日光連山によって、初めて上昇する機会を得るため、当市では夏季の雨量が多く、雷雨となることも多い。近年の年間降水量をみると、<u>平成27年が多く2,254mm</u>（宇都宮地方気象台今市観測所）となっている。</p> <p>冬季は、シベリアから日本海を越してくる湿った北風が、上信越の日本海側山岳や日光連山北西側などで大量の雪を降らせ、その影響は日光白根山や男体山側などから湯元地域にまで及んでいる。近年の<u>年間積雪量</u>をみると、平成26年が多く60cm（宇都宮地方気象台土呂部観測所）となっている。また、雪を降らせた風は、関東平野に向かって寒く乾燥した季節風（男体山おろし）となって吹く。近年の最大風速をみると、平成30年が強く21.2m/s（宇都宮地方気象台奥日光観測所）となっている。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 河川の状況</p> <p>1 略</p>	<p>第1章 総論</p> <p>第1節 日光市の風水害等を取り巻く自然条件</p> <p>第1 気象の状況</p> <p>気候は内陸性気候に属し、年平均気温は市街地で12℃程度、山間部では7℃程度であり、夏季は比較的涼しく、冬季は氷点下になることも多い。</p> <p>降水については、夏季に太平洋から関東平野を北上してきた湿った南風は、日光連山によって、初めて上昇する機会を得るため、当市では夏季の雨量が多く、雷雨となることも多い。近年の年間降水量をみると、<u>平成31年・令和元年が多く2,408.5mm</u>（宇都宮地方気象台今市観測所）となっている。</p> <p>冬季は、シベリアから日本海を越してくる湿った北風が、上信越の日本海側山岳や日光連山北西側などで大量の雪を降らせ、その影響は日光白根山や男体山側などから湯元地域にまで及んでいる。近年の<u>日最大降雪量</u>をみると、平成26年が多く60cm（宇都宮地方気象台土呂部観測所）となっている。また、雪を降らせた風は、関東平野に向かって寒く乾燥した季節風（男体山おろし）となって吹く。近年の最大風速をみると、平成30年が強く21.2m/s（宇都宮地方気象台奥日光観測所）となっている。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 河川の状況</p> <p>1 略</p>

編 等	ページ	修正前	修正後																																										
	197	<p>2 重要水防箇所指定の状況</p> <p>当市における、県管理及び国管理の河川における重要水防箇所数（平成30年4月現在）は次のとおりである。</p> <p>【重要水防箇所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国の管理区間</th> <th>県の管理区間</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>重要度（A）</th> <th>重要度（B）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1箇所 540m</td> <td>6箇所 2,364m</td> <td>7箇所 2,904m</td> </tr> </tbody> </table>	国の管理区間	県の管理区間	計	重要度（A）	重要度（B）	1箇所 540m	6箇所 2,364m	7箇所 2,904m	<p>2 重要水防箇所指定の状況</p> <p>当市における、県管理及び国管理の河川における重要水防箇所数（令和2年4月現在）は次のとおりである。</p> <p>【重要水防箇所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国の管理区間</th> <th>県の管理区間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要度A</td> <td>1箇所 540m</td> <td>8箇所 713m</td> <td>9箇所 1,253m</td> </tr> <tr> <td>重要度B</td> <td>二</td> <td>4箇所 2,130m</td> <td>4箇所 2,130m</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1箇所 540m</td> <td>12箇所 2,843m</td> <td>13箇所 3,383m</td> </tr> </tbody> </table>		国の管理区間	県の管理区間	合計	重要度A	1箇所 540m	8箇所 713m	9箇所 1,253m	重要度B	二	4箇所 2,130m	4箇所 2,130m	合計	1箇所 540m	12箇所 2,843m	13箇所 3,383m																		
国の管理区間	県の管理区間	計																																											
重要度（A）	重要度（B）																																												
1箇所 540m	6箇所 2,364m	7箇所 2,904m																																											
	国の管理区間	県の管理区間	合計																																										
重要度A	1箇所 540m	8箇所 713m	9箇所 1,253m																																										
重要度B	二	4箇所 2,130m	4箇所 2,130m																																										
合計	1箇所 540m	12箇所 2,843m	13箇所 3,383m																																										
		<p>第4</p> <p>第2節 過去の主な風水害</p> <p>第1 風水害等の種類と特性等</p> <p>【風水害等の種類と特性等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害の種類</th> <th>発生状況</th> <th>主な原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害</td> <td>山崩れ がけ崩 れ</td> <td>略</td> <td>・梅雨前線や台風に伴う <u>集中降雨</u> ・地震</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類		発生状況	主な原因	洪水	略	略	略	略	略	略	土砂災害	山崩れ がけ崩 れ	略	・梅雨前線や台風に伴う <u>集中降雨</u> ・地震	略	略	略	略	略	略	<p>第4 略</p> <p>第2節 過去の主な風水害</p> <p>第1 風水害等の種類と特性等</p> <p>【風水害等の種類と特性等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害の種類</th> <th>発生状況</th> <th>主な原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害</td> <td>山崩れ がけ崩 れ</td> <td>略</td> <td>・梅雨前線や台風に伴う <u>集中豪雨</u> ・地震</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類		発生状況	主な原因	洪水	略	略	略	略	略	略	土砂災害	山崩れ がけ崩 れ	略	・梅雨前線や台風に伴う <u>集中豪雨</u> ・地震	略	略	略	略	略	略
災害の種類		発生状況	主な原因																																										
洪水	略	略	略																																										
	略	略	略																																										
土砂災害	山崩れ がけ崩 れ	略	・梅雨前線や台風に伴う <u>集中降雨</u> ・地震																																										
	略	略	略																																										
	略	略	略																																										
災害の種類		発生状況	主な原因																																										
洪水	略	略	略																																										
	略	略	略																																										
土砂災害	山崩れ がけ崩 れ	略	・梅雨前線や台風に伴う <u>集中豪雨</u> ・地震																																										
	略	略	略																																										
	略	略	略																																										

編等	ページ	修正前			修正後		
		風害	略	略	略	風害	略
			略	略	略		略
			略	略	略		略
			略	略	略		略
		雪害	略	略	略	雪害	略
			略	略	略		略
			略	略	略		略
			略	略	略		略
		参考資料：防災白書（内閣府編）、地域防災データ総覧（消防科学総合センター編）等			参考資料：防災白書（内閣府編）、地域防災データ総覧（消防科学総合センター編）等		
		第2 過去の主な風水害等			第2 過去の主な風水害等		
		1 略			1 略		
		2 主な風水害等の被害状況			2 主な風水害等の被害状況		
		【平成元年以降の主な風水害等の履歴】			【平成元年以降の主な風水害等の履歴】		
		年月日	名称	被害概要	年月日	名称	被害概要
		平成元年～平成27年	略	略	平成元年～平成27年	略	略
		_____	_____	_____	2019(令和元年) 10.12～13	大雨	令和元年東日本台風 [住家被害] 大規模半壊1棟、半壊8棟、一部損壊19棟、床上浸水2棟、床下浸水8棟 栗山地域野門観測所において総雨量500mm越を記録した。

編 等	ページ	修正前			修正後		
	210			<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報発令 (10月12日 19時50分)</li> <li>・避難準備・高齢者等避難開始発令 (10月12日 14時00分から順次発令)</li> <li>・避難勧告発令 (10月12日 15時15分から順次発令)</li> <li>・災害救助法、被災者生活再建支援法適用 (10月12日)</li> </ul> <hr/> 2020（令和2年）8.11 突風（ダウンバースト） [今市地域] 人的被害2名（軽傷）、住家一部損壊4棟、杉並木倒木18本 倒木により国道通行止、停電約660軒発生
		第3節 略  第2章 予防  第1節 防災意識の高揚  第1 市民に対する防災意識の高揚  1 防災知識の普及啓発 市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所で自ら行動する、あるいは市、県、地域自主			第3節 略  第2章 予防  第1節 防災意識の高揚  第1 市民に対する防災意識の高揚  1 防災知識の普及啓発		市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所で自ら行動する、あるいは市、県、地域自主

編 等	ページ	修正前	修正後
	213	<p>防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>このため、市（企画総務部）・消防本部は、市民に対し、自主防災思想の普及、意識の向上を図るとともに、家庭等で普段からできる防災対策について、継続的に周知していく。</p> <p>また、_____避難勧告等の_____意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。</p> <p>さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第2節～第5節 略</p> <p>第6節 風水害・雪害に強いまちづくり</p> <p>第1 災害に強いまちづくり</p> <p>1 災害に強い都市整備の計画的な推進</p> <p>市（建設部）は、防災の観点を検討しつつ、「日光市都市計画マスタープラン」や、県が平成27年に改定した「栃木県都市計画区域マスタープラン」等に基づき、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。</p>	<p>防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>このため、市（企画総務部）・消防本部は、市民に対し、自主防災思想の普及、意識の向上を図るとともに、家庭等で普段からできる防災対策について、継続的に周知していく。</p> <p>また、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難勧告等の住民に行動を促す情報等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。</p> <p>さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第2節～第5節 略</p> <p>第6節 風水害・雪害に強いまちづくり</p> <p>第1 災害に強いまちづくり</p> <p>1 災害に強い都市整備の計画的な推進</p> <p>市（建設部）は、防災の観点を検討しつつ、「日光市都市計画マスタープラン」や、県の定める「_____都市計画区域マスタープラン」等に基づき、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。</p>

編 等	ページ	修正前	修正後
	215	<p>第7節 土砂災害・山地災害予防対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 警戒区域等における警戒避難体制の整備</p> <p>(1) 警戒避難体制の整備 ※ 土砂災害<u>危険箇所</u>別避難伝達体制一覧</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における対策 土砂災害警戒区域__に含まれる要配慮者利用施設における対策は、 本編第2章第4節第6「要配慮者利用施設における対策」に準ずる。</p> <p>第3 略</p> <p>第4 急傾斜地の崩壊対策</p> <p>1 危険箇所の実態調査 市（建設部・企画総務部）・消防本部は県と協力し、急傾斜地の崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。 なお、崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある土地について、県は「急傾斜地崩壊危険区域」として市内<u>39</u>箇所を指定し、</p>	<p>第7節 土砂災害・山地災害予防対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 警戒区域等における警戒避難体制の整備</p> <p>(1) 警戒避難体制の整備 ※ 土砂災害<u>警戒区域等</u>別避難伝達体制一覧</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における対策 土砂災害警戒区域<u>等</u>に含まれる要配慮者利用施設における対策は、 本編第2章第4節第6「要配慮者利用施設における対策」に準ずる。</p> <p>第3 略</p> <p>第4 急傾斜地の崩壊対策</p> <p>1 危険箇所の実態調査 市（建設部・企画総務部）・消防本部は県と協力し、急傾斜地の崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。 なお、崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある土地について、県は「急傾斜地崩壊危険区域」として市内<u>40</u>箇所を指定し、</p>

編 等	ページ	修正前	修正後
		<p>斜面の崩壊を助長・誘発する行為を制限するほか、崩壊防止工事を実施している。</p> <p>2 土地所有者等に対する防災措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 補助融資制度の周知</p> <p><u>市（建設部）は、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的補助融資制度が活用できる旨の周知を行う。</u></p> <p><u>ア かけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）</u></p> <p><u>イ 防災集団移転促進事業（所管：国土交通省）</u></p> <p>第5 土石流防止対策</p> <p>当市における土石流に関する土砂災害警戒区域は398箇所あり、日光地域は特に多く、129箇所にのぼる。</p> <p>土砂災害警戒区域（土石流）について、砂防法により、国・県がその対策を順次実施している。</p> <p>市（企画総務部・建設部）は県と協力し、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域__の周知を行う。また、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（企画総務部・建設部）又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。</p> <p>第6 地すべり防止対策</p> <p>当市には、地すべりに関する土砂災害警戒区域が13箇所ある。</p> <p>市（企画総務部・建設部）は、県と協力して、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域__の周知及び点検を行う。</p> <p>また、市（企画総務部・建設部）は、市民に対し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知する。</p>	<p>斜面の崩壊を助長・誘発する行為を制限するほか、崩壊防止工事を実施している。</p> <p>2 土地所有者等に対する防災措置</p> <p>(1) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第5 土石流防止対策</p> <p>当市における土石流に関する土砂災害警戒区域は398箇所あり、日光地域は特に多く、129箇所にのぼる。</p> <p>土砂災害警戒区域（土石流）について、砂防法により、国・県がその対策を順次実施している。</p> <p>市（企画総務部・建設部）は県と協力し、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域等の周知を行う。また、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（企画総務部・建設部）又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。</p> <p>第6 地すべり防止対策</p> <p>当市には、地すべりに関する土砂災害警戒区域が13箇所ある。</p> <p>市（企画総務部・建設部）は、県と協力して、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域等の周知及び点検を行う。</p> <p>また、市（企画総務部・建設部）は、市民に対し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知する。</p>



編 等	ページ	修正前			修正後		
		竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域_____を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。	略		竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県(北部・南部)を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。
略	略	略		略	略	略	
略	略	略		略	略	略	
略	略	略		略	略	略	
略	略	略		略	略	略	
略	略	略		略	略	略	

【宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分】				【宇都宮地方気象台が発表する風水害・雪害に係る注意報・警報の種類及び発表地域区分】					
報 注 意	防災気象情報		日光地域(日光市)		注 意 報	防災気象情報		日光市今市	
	大 雨 注 意 報	表面雨量指数	9以上			大 雨 注 意 報	表面雨量指数	9	
		土壌雨量指数	7.8以上				土壌雨量指数	9.6	
洪 水 注 意 報					洪 水 注 意 報	流域雨量指数	鬼怒川流域=60.6、田川流域=6.8、大谷川流域=31.9、板穴川流域=16.1、砥川流域=12.2、古大谷川流域=6.8、赤堀川流域=7.5、武子川流域=8.9、長畑川流域=16.6、行川流域=9.1		

編 等	ハ ン シ ョ ウ	修正前		修正後			
		洪水注意報	流域雨量指数	鬼怒川流域=43.2以上、渡良瀬川流域=21.1以上、田川流域=6.4以上、大谷川流域=30.5以上、湯川流域=11.6以上、湯西川流域=11.5以上、板穴川流域=16.2以上、砥川流域=10.3以上、古大谷川流域=6.1以上、男鹿川流域=19.3以上、行川流域=9.6以上、赤堀川流域=7.4以上、長畑川流域=16以上、武士川流域=9.1以上	複合基準	複合基準	古大谷川流域=(5, 5.4) 行川流域=(5, 7.3)
			強風注意報	平均風速		12m/s	
			風雪注意報	平均風速		12m/s ただし、雪を伴う	
			大雪注意報	12時間降雪深		平地5cm、山地15cm	
			なだれ注意報	24時間降雪深		30cm以上	
				その他		積雪40cm以上かつ日最高気温6℃以上	
			大雨警報	表面雨量指数		14	
				土壌雨量指数		159	
			洪水警報	流域雨量指数		鬼怒川流域=75.8、田川流域=8.6、大谷川流域=39.9、板穴川流域=20.2、砥川流域=15.3、古大谷川流域=8.5、赤堀川流域=9.4、武子川流域=11.2、長畑川流域=20.8、行川流域=11.4	
				複合基準		古大谷川流域=(7, 7.6)	
		暴風警報	平均風速	20m/s			
		暴風雪警報	平均風速	20m/s ただし、雪を伴う			
		大雪警報	12時間降雪深	平地15cm、山地30cm			
		報 警	大雨警報	表面雨量指数	14以上		
				土壌雨量指数	129以上		
防災気象情報							
報 注 意	大雨注意報	表面雨量指数	9	日光市日光			
		土壌雨量指数	95				

編 等	^°~♪	修正前			修正後		
		洪水警報	流域雨量指数	鬼怒川流域=61.7以上、渡良瀬川流域=30.1以上、田川流域=9.2以上、大谷川流域=38.2以上、湯川流域=14.6以上、湯西川流域=14.4以上、板穴川流域=20.3以上、砥川流域=12.9以上、古大谷川流域=7.7以上、男鹿川流域=24.2以上、行川流域=13.7以上、赤堀川流域=9.3以上、長畑川流域=20以上、武士川流域=11.4以上	洪水注意報	流域雨量指数	田川流域=2.4、大谷川流域=31.3、湯川流域=14.4、行川流域=5.2
			複合基準	湯西川流域=表面雨量指数8以上かつ流域雨量指数12.9以上		複合基準	—
		暴風警報	平均風速	20m/s以上	強風注意報	平均風速	12m/s
		暴風雪警報	平均風速	20m/s以上ただし、雪を伴う	風雪注意報	平均風速	12m/sただし、雪を伴う
		大雪警報	12時間降雪の深さ	平地15cm以上、山地30cm以上	大雪注意報	12時間降雪深	平地5cm、山地15cm
					なだれ注意報	24時間降雪深	30cm以上
						その他	積雪40cm以上かつ日最高気温6℃以上
					大雨警報	表面雨量指数	14
						土壌雨量指数	156
					洪水警報	流域雨量指数	田川流域=3、大谷川流域=39.2、湯川流域=18、行川流域=6.5
						複合基準	—
					暴風警報	平均風速	20m/s
					暴風雪警報	平均風速	20m/sただし、雪を伴う
					大雪警報	12時間降雪深	平地15cm、山地30cm
					防災気象情報		日光市藤原
					大雨注意報	表面雨量指数	9
						土壌雨量指数	101
					洪水注意報	流域雨量指数	鬼怒川流域=47.4、男鹿川流域=19.1
						複合基準	—
					強風注意報	平均風速	12m/s
					風雪注意報	平均風速	12m/sただし、雪を伴う
					大雪注意報	12時間降雪深	平地5cm、山地15cm

編 等	へんりょう	修正前	修正後		
				なだれ注意報	24時間降雪深 30cm以上 その他 積雪40cm以上かつ 日最高気温6℃以上
			警報	大雨警報	表面雨量指数 1.2 土壌雨量指数 1.67
				洪水警報	流域雨量指数 鬼怒川流域=59.3、男 鹿川流域=23.9 複合基準 —
				暴風警報	平均風速 2.0m/s
				暴風雪警報	平均風速 2.0m/s ただし、雪 を伴う
				大雪警報	12時間降雪深 平地15cm、山地3 0cm
				防災気象情報	
				日光市足尾	
			注意報	大雨注意報	表面雨量指数 8 土壌雨量指数 9.0
				洪水注意報	流域雨量指数 渡良瀬川流域=24 複合基準 —
				強風注意報	平均風速 1.2m/s
				風雪注意報	平均風速 1.2m/s ただし、雪 を伴う
				大雪注意報	12時間降雪深 15cm
				なだれ注意報	24時間降雪深 30cm以上 その他 積雪40cm以上かつ 日最高気温6℃以上
				警報	大雨警報
			洪水警報		流域雨量指数 渡良瀬川流域=30.1 複合基準 —
			暴風警報		平均風速 2.0m/s
			暴風雪警報		平均風速 2.0m/s ただし、雪 を伴う
			大雪警報		12時間降雪深 30cm

編 等	^°~♪	修正前	修正後																																																					
		<p>2～3 略</p> <p>第1 2節 略</p> <p>229 第1 3節 <u>火災災害の状況</u> 市（企画総務部等）は、災害発生時に危険区域にいる市民、駅等の帰宅困難者、ホテルの利用者等の混乱を軽減し避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導體制、避難所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。また、逃げ遅れをなくすため避難に関する知識を市民に対し周知徹底する_____。</p> <p>第1 略</p>	<table border="1" data-bbox="1240 177 2125 978"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1240 177 1852 212">防災気象情報</th> <th data-bbox="1852 177 2125 212">日光市栗山</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 212 1314 655" rowspan="7">注 意 報</td> <td data-bbox="1314 212 1579 256">大雨注意報</td> <td data-bbox="1579 212 1852 256">表面雨量指数</td> <td data-bbox="1852 212 2125 256">9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 256 1579 301"></td> <td data-bbox="1579 256 1852 301">土壌雨量指数</td> <td data-bbox="1852 256 2125 301">7.8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 301 1579 365">洪水注意報</td> <td data-bbox="1579 301 1852 365">流域雨量指数</td> <td data-bbox="1852 301 2125 365">鬼怒川流域=33.9、湯西川流域=8.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 365 1579 410"></td> <td data-bbox="1579 365 1852 410">複合基準</td> <td data-bbox="1852 365 2125 410">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 410 1579 454">強風注意報</td> <td data-bbox="1579 410 1852 454">平均風速</td> <td data-bbox="1852 410 2125 454">1.2m/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 454 1579 518">風雪注意報</td> <td data-bbox="1579 454 1852 518">平均風速</td> <td data-bbox="1852 454 2125 518">1.2m/s ただし、雪を伴う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 518 1579 563">大雪注意報</td> <td data-bbox="1579 518 1852 563">1 2時間降雪深</td> <td data-bbox="1852 518 2125 563">1.5cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 563 1314 655" rowspan="7">警 報</td> <td data-bbox="1314 563 1579 608">なだれ注意報</td> <td data-bbox="1579 563 1852 608">2 4時間降雪深</td> <td data-bbox="1852 563 2125 608">3.0cm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 608 1579 655"></td> <td data-bbox="1579 608 1852 655">その他</td> <td data-bbox="1852 608 2125 655">積雪4.0cm以上かつ日最高気温6℃以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 655 1579 700">大雨警報</td> <td data-bbox="1579 655 1852 700">表面雨量指数</td> <td data-bbox="1852 655 2125 700">1.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 700 1579 745"></td> <td data-bbox="1579 700 1852 745">土壌雨量指数</td> <td data-bbox="1852 700 2125 745">1.2.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 745 1579 809">洪水警報</td> <td data-bbox="1579 745 1852 809">流域雨量指数</td> <td data-bbox="1852 745 2125 809">鬼怒川流域=42.4、湯西川流域=10.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 809 1579 853"></td> <td data-bbox="1579 809 1852 853">複合基準</td> <td data-bbox="1852 809 2125 853">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 853 1579 898">暴風警報</td> <td data-bbox="1579 853 1852 898">平均風速</td> <td data-bbox="1852 853 2125 898">2.0m/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 898 1579 962">暴風雪警報</td> <td data-bbox="1579 898 1852 962">平均風速</td> <td data-bbox="1852 898 2125 962">2.0m/s ただし、雪を伴う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 962 1579 978">大雪警報</td> <td data-bbox="1579 962 1852 978">1 2時間降雪深</td> <td data-bbox="1852 962 2125 978">3.0cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 略</p> <p>第1 2節 略</p> <p>第1 3節 <u>避難体制の整備</u> 市（企画総務部等）は、災害発生時に危険区域にいる市民、駅等の帰宅困難者、ホテルの利用者等の混乱を軽減し避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導體制、避難所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。また、逃げ遅れをなくすため避難に関する知識を市民に対し周知徹底するとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。</p> <p>第1 略</p>	防災気象情報		日光市栗山	注 意 報	大雨注意報	表面雨量指数	9		土壌雨量指数	7.8	洪水注意報	流域雨量指数	鬼怒川流域=33.9、湯西川流域=8.1		複合基準	—	強風注意報	平均風速	1.2m/s	風雪注意報	平均風速	1.2m/s ただし、雪を伴う	大雪注意報	1 2時間降雪深	1.5cm	警 報	なだれ注意報	2 4時間降雪深	3.0cm以上		その他	積雪4.0cm以上かつ日最高気温6℃以上	大雨警報	表面雨量指数	1.4		土壌雨量指数	1.2.9	洪水警報	流域雨量指数	鬼怒川流域=42.4、湯西川流域=10.2		複合基準	—	暴風警報	平均風速	2.0m/s	暴風雪警報	平均風速	2.0m/s ただし、雪を伴う	大雪警報	1 2時間降雪深	3.0cm
防災気象情報		日光市栗山																																																						
注 意 報	大雨注意報	表面雨量指数	9																																																					
		土壌雨量指数	7.8																																																					
	洪水注意報	流域雨量指数	鬼怒川流域=33.9、湯西川流域=8.1																																																					
		複合基準	—																																																					
	強風注意報	平均風速	1.2m/s																																																					
	風雪注意報	平均風速	1.2m/s ただし、雪を伴う																																																					
	大雪注意報	1 2時間降雪深	1.5cm																																																					
警 報	なだれ注意報	2 4時間降雪深	3.0cm以上																																																					
		その他	積雪4.0cm以上かつ日最高気温6℃以上																																																					
	大雨警報	表面雨量指数	1.4																																																					
		土壌雨量指数	1.2.9																																																					
	洪水警報	流域雨量指数	鬼怒川流域=42.4、湯西川流域=10.2																																																					
		複合基準	—																																																					
	暴風警報	平均風速	2.0m/s																																																					
暴風雪警報	平均風速	2.0m/s ただし、雪を伴う																																																						
大雪警報	1 2時間降雪深	3.0cm																																																						

編 等	ページ	修正前	修正後
		<p>第2 避難に関する知識の周知徹底 市（企画総務部）、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難所等の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所等への持出品、<u>避難勧告等</u>の<u>意味やその発令があった時にとるべき避難行動等</u>避難に必要な知識等について幅広い年代の市民の周知徹底に努める。</p> <p>さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>1～2 略</p> <p>第3 避難実施・誘導體制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 避難誘導體制の確立</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策 市（企画総務部）は、消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p>第4～第5 略</p>	<p>第2 避難に関する知識の周知徹底 市（企画総務部）、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難所等の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所等への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、<u>避難勧告等の住民に行動を促す情報等の意味</u>等避難に必要な知識等について幅広い年代の市民の周知徹底に努める。</p> <p>さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>1～2 略</p> <p>第3 避難実施・誘導體制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 避難誘導體制の確立</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策 市（企画総務部）は、消防本部_____と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p>第4～第5 略</p>

編 等	ページ	修正前	修正後
	235	<p>第14節 消防・救急・救助体制</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 県消防防災ヘリコプター等による救助・救急の受け入れ体制の整備 市（企画総務部）・消防本部は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、ヘリコプター<u>の離着陸場</u>の確保を図る。</p> <p>第6 略</p> <p>第15節～第17節</p>	<p>第14節 消防・救急・救助体制</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 県消防防災ヘリコプター等による救助・救急の受け入れ体制の整備 市（企画総務部）・消防本部は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、ヘリコプター<u>離着陸場等</u>の確保を図る。</p> <p>第6 略</p> <p>第15節～第17節</p>
	237	<p>第18節 建築物等災害予防対策</p> <p>第1 一般建築物に対する予防対策</p> <p>1 老朽危険建築物に対する調査、指導 <u>老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について、県が調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等への指導、助言を行うことになる。その際、市（建設部）は、県に協力するものとする。</u></p> <p>2 特殊建築物の検査、指導 <u>旅館、マーケット</u>、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導することになる。その際、市（建設部）は、県に協力するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第19節～第26節 略</p>	<p>第18節 建築物等災害予防対策</p> <p>第1 一般建築物に対する予防対策</p> <p>1 老朽危険建築物に対する調査、指導 <u>市（建設部）及び県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等への指導、助言を行う。</u></p> <p>2 特殊建築物の検査、指導 <u>市（建設部）及び県は、旅館、ホテル、大規模販売店、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。</u></p> <p>3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第19節～第26節 略</p>

編等	ページ	修正前	修正後
	247    266	<p>第3章 応急対策編</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告<u>及び</u>避難指示（緊急） _____、警戒区域の設定の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告<u>及び</u>避難指示（緊急） _____</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告<u>及び</u>避難指示（緊急） _____の基準</p> <p>災害に係る避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告<u>及び</u>避難指示（緊急） _____の発令は、次の場合に、必要な範囲の市民に対して行う。</p> <p>なお、これらは、避難勧告等の発令にあたり参考とすべき情報であり、関係機関との情報交換を密に行いつつ、気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。</p> <p>①～③ 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第3章 応急対策編</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、____避難指示（緊急） <u>及び</u>災害発生情報、警戒区域の設定の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、____避難指示（緊急） <u>及び</u>災害発生情報</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、____避難指示（緊急） <u>及び</u>災害発生情報の基準</p> <p>災害に係る避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、____避難指示（緊急） <u>及び</u>災害発生情報の発令は、次の場合に、必要な範囲の市民に対して行う。</p> <p>なお、これらは、避難勧告等の発令にあたり参考とすべき情報であり、関係機関との情報交換を密に行いつつ、気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ <u>災害発生情報</u></p> <p><u>災害が発生していることを把握した場合。</u></p>

編 等	ページ	修正前	修正後																																
		<p>(2) 略</p> <p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）等の種類</p> <p>【避難勧告等の種類】</p> <table border="1" data-bbox="288 419 1149 1150"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実 施 者</th> <th>措 置</th> <th>実 施 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>市長 (災害対策基本法第56条第1項)</td> <td>立ち退き準備の勧告(避難に時間のかかる要配慮者は立ち退きの勧告)</td> <td><u>災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。</u></td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）等</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域と避難勧告等____の違い            避難勧告等____は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難勧告等にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。</p> <p>(2) 警戒区域の種類            警戒区域の設定の種類は次表のとおりとする。</p>	区分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準	避難準備・高齢者等避難開始	市長 (災害対策基本法第56条第1項)	立ち退き準備の勧告(避難に時間のかかる要配慮者は立ち退きの勧告)	<u>災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。</u>	避難勧告	略	略	略	避難指示（緊急）等	略	略	略	<p>(2) 略</p> <p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）等の種類</p> <p>【避難勧告等の種類】</p> <table border="1" data-bbox="1236 419 2096 1150"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実 施 者</th> <th>措 置</th> <th>実 施 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>市長 (災害対策基本法第56条第1項)</td> <td>立ち退き準備の勧告(避難に時間のかかる要配慮者は立ち退きの勧告)</td> <td><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</u></td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）等</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域と避難勧告・指示の違い            避難勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難勧告・指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。</p> <p>(2) 警戒区域の種類            警戒区域の設定は各法律により定めるとおり下表の者が実施する。</p>	区分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準	避難準備・高齢者等避難開始	市長 (災害対策基本法第56条第1項)	立ち退き準備の勧告(避難に時間のかかる要配慮者は立ち退きの勧告)	<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</u>	避難勧告	略	略	略	避難指示（緊急）等	略	略	略
区分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準																																
避難準備・高齢者等避難開始	市長 (災害対策基本法第56条第1項)	立ち退き準備の勧告(避難に時間のかかる要配慮者は立ち退きの勧告)	<u>災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。</u>																																
避難勧告	略	略	略																																
避難指示（緊急）等	略	略	略																																
区分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準																																
避難準備・高齢者等避難開始	市長 (災害対策基本法第56条第1項)	立ち退き準備の勧告(避難に時間のかかる要配慮者は立ち退きの勧告)	<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</u>																																
避難勧告	略	略	略																																
避難指示（緊急）等	略	略	略																																

編 等	ページ	修正前	修正後																																																
		<p>市（企画総務部・消防部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。</p> <p>【警戒区域の設定の種類】</p> <table border="1" data-bbox="288 421 1149 708"> <thead> <tr> <th></th> <th>実 施 者</th> <th>措 置</th> <th>実 施 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第3 略</p> <p>第4 避難所等の開設・運営</p> <p>1 避難所等の開設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		実 施 者	措 置	実 施 の 基 準	(1)	略	略	略	(2)	略	略	略	(3)	略	略	略	(4)	略	略	略	(5)	略	略	略	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>【警戒区域の設定の種類】</p> <table border="1" data-bbox="1234 421 2094 708"> <thead> <tr> <th></th> <th>実 施 者</th> <th>措 置</th> <th>実 施 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 警戒区域の設定</p> <p>市（企画総務部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。</p> <p>第3 略</p> <p>第4 避難所等の開設・運営</p> <p>1 避難所等の開設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市（企画総務部）は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被害者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所等以外の避難所を開設</p>		実 施 者	措 置	実 施 の 基 準	(1)	略	略	略	(2)	略	略	略	(3)	略	略	略	(4)	略	略	略	(5)	略	略	略
	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準																																																
(1)	略	略	略																																																
(2)	略	略	略																																																
(3)	略	略	略																																																
(4)	略	略	略																																																
(5)	略	略	略																																																
	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準																																																
(1)	略	略	略																																																
(2)	略	略	略																																																
(3)	略	略	略																																																
(4)	略	略	略																																																
(5)	略	略	略																																																

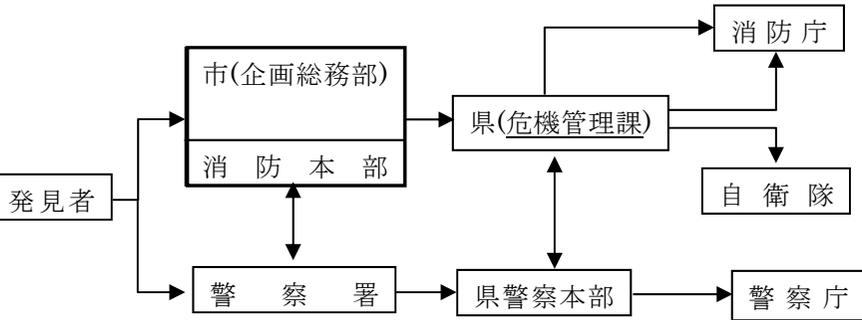
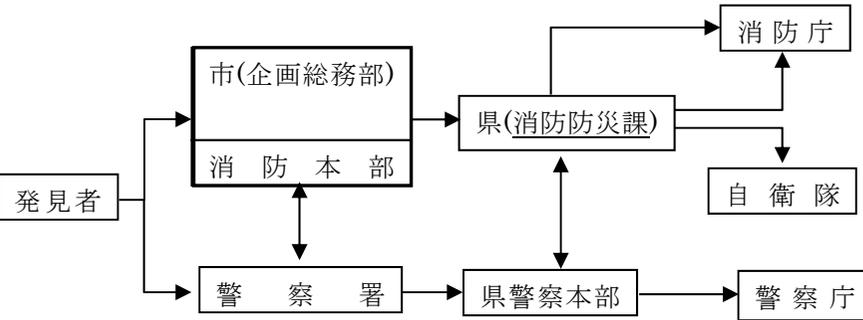
編 等	ページ	修正前	修正後
		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 避難所等の運営</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などに努める。 特に女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における_____安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。</p> <p>(3) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の衛生状態を常に良好に保つよう_____に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 市（教育部・健康福祉部等）は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として_____屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p>	<p>_____するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテル等の活用等を検討する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 避難所等の運営</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などに努める。 特に女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における<u>女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保</u>、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。</p> <p>(3) 市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の衛生状態を常に良好に保つとともに、<u>避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める</u>。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 市（教育部・健康福祉部等）は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として<u>渡り廊下、駐輪場、車庫等の雨が避けられる屋外に確保するよう努める</u>。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。</p>

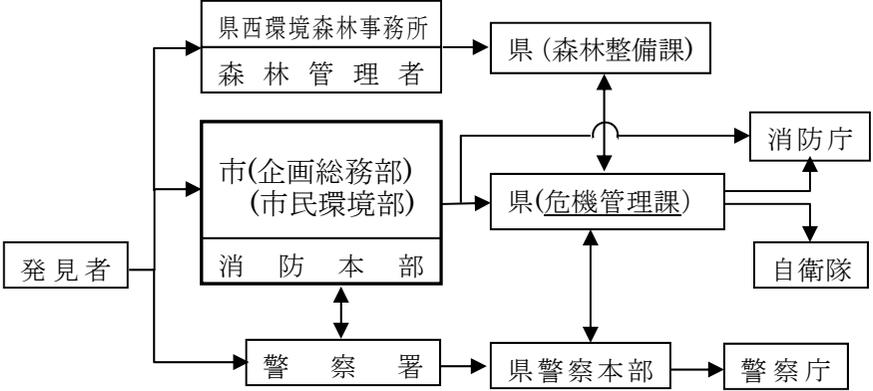
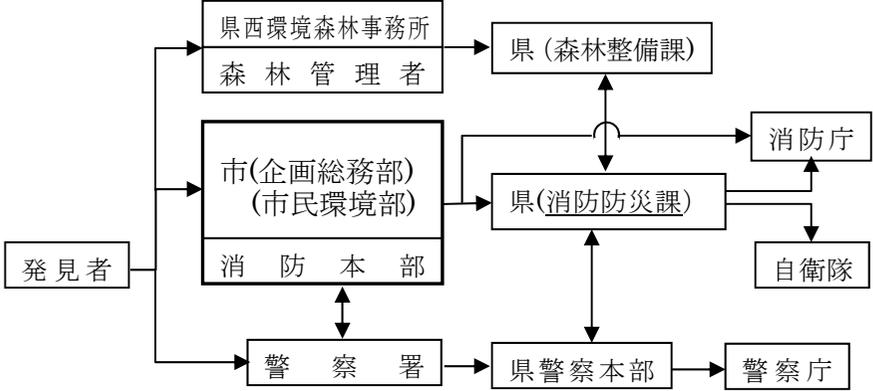
編 等	ページ	修正前	修正後
	278	<p>(9) 略</p> <p>第5～第9 略</p> <p>第10 災害救助法による実施基準</p> <p>1 略</p> <p>2 内容 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に<u>仮小屋</u>、<u>天幕</u>を設営する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第8節 救急・救助活動</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 消防相互応援・広域応援等</p> <p>1 県内消防相互応援協力等</p> <p>(1)「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援</p> <p>① 略</p> <p>② 第二次応援体制 一の消防機関を県内の<u>全ての</u>ブロックの消防機関が応援する</p>	<p>(9) 略</p> <p>第5～第9 略</p> <p>第10 災害救助法による実施基準</p> <p>1 略</p> <p>2 内容 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、<u>野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施</u>する。 <u>避難所等での生活が長期にわたる場合等においては、避難所等に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</u></p> <p>第8節 救急・救助活動</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 消防相互応援・広域応援等</p> <p>1 県内消防相互応援協力等</p> <p>(1)「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援</p> <p>① 略</p> <p>② 第二次応援体制 一の消防機関を県内の<u>他</u>のブロックの消防機関が応援する</p>

編 等	ページ	修正前	修正後
	285	<p>体制。</p> <p>(2) 略</p> <p>第9節～第13節 略</p> <p>第14節 障害物等除去活動</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 道路の障害物の除去</p> <p>1 略</p> <p>2 実施方法 道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。 なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた_____緊急輸送路については最優先に実施する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>第4～第5 略</p>	<p>体制。</p> <p>(2) 略</p> <p>第9節～第13節 略</p> <p>第14節 障害物等除去活動</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 道路の障害物の除去</p> <p>1 略</p> <p>2 実施方法 道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。 なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた<u>重要物流道路及び緊急輸送路</u>については最優先に実施する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>第4～第5 略</p>
	288	<p>第15節 廃棄物処理活動</p> <p>被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物処理については、第2編(震災対策編)第3章第15節「廃棄物処理活動」に準ずる準ずる_____。</p>	<p>第15節 廃棄物処理活動</p> <p>被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物処理については、第2編(震災対策編)第3章第15節「廃棄物処理活動」に準ずる準ずる<u>ほか、下記の項目を追加する。</u></p>

編 等	ページ	修正前	修正後
	288	<p>第16節 文教・文化財対策</p>	<p><u>第3 水害における留意点</u></p> <p><u>水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市（市民環境部）は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。</u></p> <p><u>1 仮置場</u></p> <p><u>水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。</u></p> <p><u>開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。</u></p> <p><u>2 収集運搬</u></p> <p><u>水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。</u></p> <p><u>3 処理</u></p> <p><u>災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。</u></p> <p><u>腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。</u></p> <p><u>4 衛生面</u></p> <p><u>汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。</u></p> <p>第16節 文教・文化財対策</p>

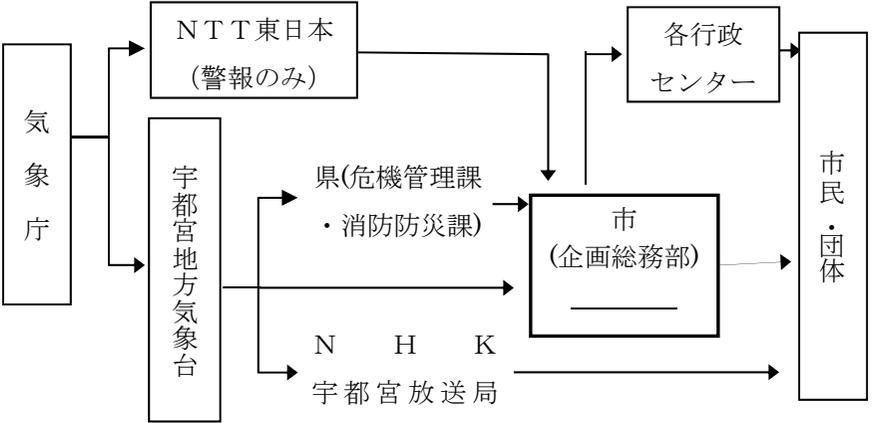
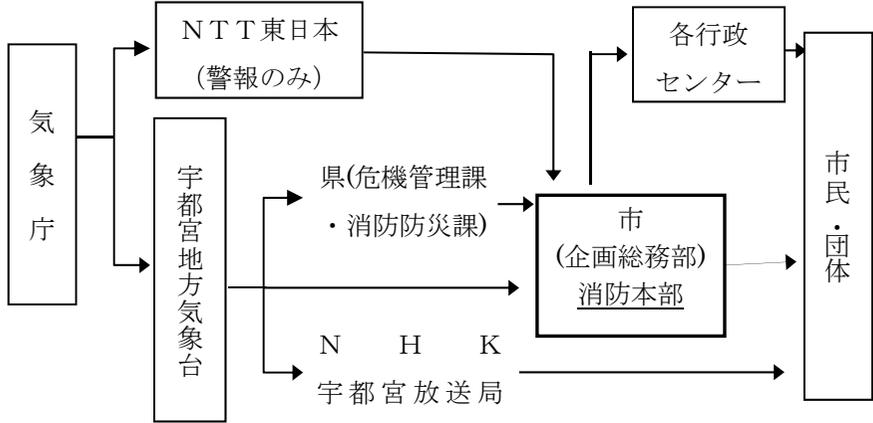


編 等	ページ	修正前	修正後
		<p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の収集・伝達系統 大規模な建物火災等に係る情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p>  <pre> graph TD     A[発見者] --&gt; B[市(企画総務部) 消防本部]     A --&gt; C[警察署]     B &lt;--&gt; C     B --&gt; D[県(危機管理課)]     D --&gt; E[消防庁]     D --&gt; F[自衛隊]     C --&gt; G[県警察本部]     G --&gt; H[警察庁] </pre> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 消火活動及び救急・救助活動</p> <p>1 略</p> <p>2 消防相互応援・広域応援等の要請</p> <p>(1) 広域応援の要請</p> <p>① 県内消防相互応援協力等</p> <p>ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請</p> <p>(ア) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の収集・伝達系統 大規模な建物火災等に係る情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p>  <pre> graph TD     A[発見者] --&gt; B[市(企画総務部) 消防本部]     A --&gt; C[警察署]     B &lt;--&gt; C     B --&gt; D[県(消防防災課)]     D --&gt; E[消防庁]     D --&gt; F[自衛隊]     C --&gt; G[県警察本部]     G --&gt; H[警察庁] </pre> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 消火活動及び救急・救助活動</p> <p>1 略</p> <p>2 消防相互応援・広域応援等の要請</p> <p>(1) 広域応援の要請</p> <p>① 県内消防相互応援協力等</p> <p>ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請</p> <p>(ア) 略</p>

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>(イ) 第二次応援体制 一の消防機関を県内の<u>全て</u>のブロックの消防機関が応援する体制</p> <p>3 略</p> <p>第5～第7 略</p> <p>第8 林野火災応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 林野火災発生時の情報の収集・伝達及び通信確保対策については、本節第2に準ずる。 なお、林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>(イ) 第二次応援体制 一の消防機関を県内の<u>他</u>のブロックの消防機関が応援する体制</p> <p>3 略</p> <p>第5～第7 略</p> <p>第8 林野火災応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 林野火災発生時の情報の収集・伝達及び通信確保対策については、本節第2に準ずる。 なお、林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。</p> 
313	第6章火山災害対策 第1節 予防	第6章火山災害対策 第1節 予防	

編 等	ページ	修正前	修正後																												
		<p>第1～第2 略</p> <p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策の備え</p> <p>1～2 略</p> <p>3 噴火警報等の伝達体制の整備</p> <p>(1) 宇都宮地方気象台から発表される噴火警報等 【気象庁の発表する噴火警報等】</p> <p>①～② 略</p> <p>③降灰予報</p> <table border="1" data-bbox="275 804 1193 1198"> <thead> <tr> <th>火山情報</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報（定時）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間後）に発表。</li> <li>・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>④気象庁の発表する火山現象に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="275 1294 1193 1484"> <thead> <tr> <th>火山情報</th> <th>内 容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等について解説するため、定期的又は臨時にとりまとめたもの</td> <td>火山活動の状況に応じて適時発表</td> </tr> </tbody> </table>	火山情報	内 容	降灰予報（定時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間後）に発表。</li> <li>・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul>	略	略	略	略	火山情報	内 容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等について解説するため、定期的又は臨時にとりまとめたもの	火山活動の状況に応じて適時発表	<p>第1～第2 略</p> <p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策の備え</p> <p>1～2 略</p> <p>3 噴火警報等の伝達体制の整備</p> <p>(1) 宇都宮地方気象台から発表される噴火警報等 【気象庁の発表する噴火警報等】</p> <p>①～② 略</p> <p>③降灰予報</p> <table border="1" data-bbox="1227 804 2145 1198"> <thead> <tr> <th>火山情報</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報（定時）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表。</li> <li>・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>④気象庁の発表する火山現象に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="1227 1294 2145 1484"> <thead> <tr> <th>火山情報</th> <th>内 容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等について解説するため、定期的又は臨時に発表するもの</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	火山情報	内 容	降灰予報（定時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表。</li> <li>・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul>	略	略	略	略	火山情報	内 容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等について解説するため、定期的又は臨時に発表するもの	略
火山情報	内 容																														
降灰予報（定時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間後）に発表。</li> <li>・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul>																														
略	略																														
略	略																														
火山情報	内 容	発表時期																													
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等について解説するため、定期的又は臨時にとりまとめたもの	火山活動の状況に応じて適時発表																													
火山情報	内 容																														
降灰予報（定時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表。</li> <li>・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul>																														
略	略																														
略	略																														
火山情報	内 容	発表時期																													
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等について解説するため、定期的又は臨時に発表するもの	略																													

編等	ページ	修正前			修正後		
		火山活動解説資料	<u>地図</u> や <u>図表等</u> を用いて火山活動の状況等について <u>解説する</u> <u>ため</u> 、定期的又は臨時に <u>とり</u> <u>まとめたもの</u>	略	火山活動解説資料	<u>写真</u> や <u>図表等</u> を用いて火山活動の状況等について <u>解説する</u> <u>ため</u> 、定期的又は臨時に <u>発表</u> <u>する</u> もの	略
		略	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略	略
		<p>(2) ~ (3) 略</p> <p>(4) 地域住民等からの通報体制の確立 市（企画総務部）は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市（企画総務部・地域振興部）・消防本部又は <u>警察署</u> _____ に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。</p> <p>4 ~ 8 略</p>			<p>(2) ~ (3) 略</p> <p>(4) 地域住民等からの通報体制の確立 市（企画総務部）は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市（企画総務部・地域振興部・消防本部）、<u>警察署</u>又は<u>宇都宮地方気象台</u>に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。</p> <p>4 ~ 8 略</p>		
	322	第2節 応急対策			第2節 応急対策		
		第1 略			第1 略		
		第2 情報の収集・伝達及び通信確保対策			第2 情報の収集・伝達及び通信確保対策		
		1 火山災害に関する情報の収集・伝達			1 火山災害に関する情報の収集・伝達		
		(1) 災害情報の収集・伝達			(1) 災害情報の収集・伝達		

編等	ページ	修正前	修正後
		<p>①～② 略</p> <p>【噴火警報等の伝達経路】</p>  <p>2 略</p> <p>第3～第7 略</p> <p>第8 降灰等対策</p> <p>市（観光経済部）は、被災市民の生活の確保のため、火山灰等の障害物対策を実施する。</p> <p>1 農林水産業対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農林水産業対策</p> <p>市（観光経済部）は、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。</p>	<p>①～② 略</p> <p>【噴火警報等の伝達経路】</p>  <p>2 略</p> <p>第3～第7 略</p> <p>第8 降灰等対策</p> <p>市（観光経済部）は、被災市民の生活の確保のため、火山灰等の障害物対策を実施する。</p> <p>1 農林水産業対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農林水産業対策</p> <p>市（観光経済部）は、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。</p>

編 等	ページ	修正前	修正後
		<p>① <u>病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと。</u></p> <hr/> <p>② <u>火山灰が付着している水田は深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること。</u></p> <hr/> <p>③ <u>果樹は散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。</u></p> <hr/> <p>④ <u>野菜・花きは散水・水洗いを行い火山灰の除去を図ること。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>⑤ <u>放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、可能な限り降雨等によって火山灰が除去されてから、高刈り等により土や火山灰が混入しないように収穫すること。</u></p> <p>⑥ <u>被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること。</u></p> <p>⑦ <u>倒木や損傷した木材、製材品については二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除の徹底に努めること。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>第9～第10 略</p>	<p>① <u>作物や施設（被覆資材）に付着した火山灰は、ブロワーや散水機器等により速やかに除灰する。</u></p> <p>② <u>降灰時は灰がハウス内に侵入しないよう注意するとともに、こまめに除灰する。また、除灰作業に多量の水を使用する場合は、ハウス内外の排水に留意する。</u></p> <p>③ <u>降灰量が少ないほ場では、火山灰のpHや成分の分析を行い、強酸性の場合は作付前にアルカリ資材（石灰等）を土壤に施用し中和する。降灰の堆積量が多いほ場では、降灰が落ち着いた時点で除灰を検討する。</u></p> <p>④ <u>水稻移植後の降灰については、湛水する水の入れ替えの間隔を短くして、火山灰の除去に努める。</u></p> <p>⑤ <u>育苗期の野菜については、防塵塩化ビニール又はポリオレフィン系フィルム等でトンネル被覆する。また、生育中の作物も可能な場合は被覆する。</u></p> <p>⑥ <u>放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰が多量に付着した飼料作物の給与は控える。茎葉の枯死した飼料作物は、まき直しを行うか、再生可能な場合は、早めに掃除刈をして追肥を行い、再生・回復させる。</u></p> <p>⑦ <u>被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める_____。</u></p> <p>⑧ <u>倒木や損傷した木材、製材品については二次 災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除の徹底に努める_____。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>第9～第10 略</p>

編 等	ページ	修正前	修正後
		<p>第3節 略</p> <p>334 第7章 危険物等事故災害対策</p> <p>第1節 略</p> <p>341 第2節 応急対策</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 石油類等危険物事故応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 火災・爆発応急対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市（消防部・企画総務部）の対策 市（消防部・企画総務部）は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。</p> <hr/> <p>3 漏洩応急対策</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>第3節 略</p> <p>第7章 危険物等事故災害対策</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 応急対策</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 石油類等危険物事故応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 火災・爆発応急対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市（消防部・企画総務部）の対策 市（消防部・企画総務部）は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。 <u>また、市（消防部）は必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。</u></p> <p>3 漏洩応急対策</p> <p>(1)～(2) 略</p>

編 等	ページ	修正前	修正後
		<p>(3) 市（建設部・市民環境部・消防部・企画総務部）の対策</p> <hr/> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>第7 ガス事故応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 LPガス・一般高圧ガス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市（消防部・企画総務部）の対策</p> <p>① 略</p> <hr/> <p>② 略</p> <p>③ 略</p> <p>3 都市ガス</p> <p>(1) 事業者等の対策</p> <p>① 被害情報の収集・伝達</p> <p>災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。</p>	<p>(3) 市（建設部・市民環境部・消防部・企画総務部）の対策</p> <p>① <u>市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入規制、交通規制を行う。</u></p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p> <p>第7 ガス事故応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 LPガス・一般高圧ガス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市（消防部・企画総務部）の対策</p> <p>① 略</p> <p>② <u>市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入制限、交通規制を行う。</u></p> <p>③ 略</p> <p>④ 略</p> <p>3 都市ガス</p> <p>(1) 事業者等の対策</p> <p>① 被害情報の収集・伝達</p> <p>災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。</p>

編 等	ページ	修正前	修正後
		<p>また、被害状況が把握された時点で、速やかに市（消防部・企画総務部）、 県、_____等関係機関に被害状況を連絡する。</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2) 市（消防部・企画総務部）の対策</p> <p>①～② 略</p> <hr/> <p>第8 火薬類事故応急対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市（消防部・企画総務部）の対策</p> <p>_____市（消防部・企画総務部）は、災害時における緊急通報体制を活用し て、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設 定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援 の必要性等について報告する。</p> <hr/> <p>第9 毒物・劇物事故応急対策</p> <p>1～2 略</p>	<p>また、被害状況が把握された時点で、速やかに市（消防部・企画総務部）、 県、<u>県警察</u>等関係機関に被害状況を連絡する。</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(2) 市（消防部・企画総務部）の対策</p> <p>①～② 略</p> <p><u>③ 市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入制限、交通規制を 行う。</u></p> <p>第8 火薬類事故応急対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市（消防部・企画総務部）の対策</p> <p><u>(1) 市（消防部・企画総務部）は、災害時における緊急通報体制を活用し て、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設 定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援 の必要性等について報告する。</u></p> <p><u>(2) 市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入制限、交通規制を行 う。</u></p> <p>第9 毒物・劇物事故応急対策</p> <p>1～2 略</p>

編 等	ページ	修正前	修正後
		<p>3 市（消防部・企画総務部）の対策</p> <p>_____市（消防部・企画総務部）は、状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。</p> <hr/> <p>_____</p> <p>第10 略</p> <p>第3節 略</p>	<p>3 市（消防部・企画総務部）の対策</p> <p><u>(1)</u> 市（消防部・企画総務部）は、状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。</p> <p><u>(2)</u> 市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入制限、交通規制を行う<u>う。</u></p> <p>第10 略</p> <p>第3節 略</p>